

本庄市埋蔵文化財調査報告 第20集 第1分冊

埼玉県本庄市

女堀川条里今井地区
前田甲遺跡発掘調査報告書

～県営ほ場整備事業児玉北部地区に伴う埋蔵文化財発掘調査 I～

— 遺 構 編 —

本庄市教育委員会

本庄市埋蔵文化財調査報告 第20集 第1分冊

埼玉県本庄市

女堀川条里今井地区
前田甲遺跡発掘調査報告書

～県営ほ場整備事業児玉北部地区に伴う埋蔵文化財発掘調査 I～

— 遺 構 編 —

本庄市教育委員会

序 文

宿場町、養蚕の町として栄えてきました本庄市は、近年諸開発が進み、再び活気のある町並みとなってまいりました。

人口ももうすぐ6万人を突破する見込みですが、これらの諸開発と反比例するごとく、市内の歴史遺産が、消滅しているのも現実です。

本庄市では昭和50年代より文化財保護行政の内、埋蔵文化財について直接対処するようになりましたが、年々発掘調査件数も増加している現実を鑑みますと、埋蔵文化財の保存方法につきましても、岐路にきたように思われます。

文化財の保護と言う、専門的な要素を含むこの事業は、現在まで行政が主体的に行ってきましたが、基金制度や市民の皆様方のご理解やご協力なしでは実行不可欠な要素を含みます。

本報告の前田甲遺跡などの資料も、専門的な報告書の刊行に終わることなく、市民の皆様方の歴史資料として、今後とも活用できるよう考えております。

最後に、冬の赤城おろしが吹きすさぶ、平地での発掘調査に終始調査員の補助を行っていただいた作業員の皆様方に、文末ではありますが、記して感謝申し上げます。

平成4年3月1日

教 育 長

塩 原 暁

例 言

- 1、本報告書は平成2年度に本庄市教育委員会が実施した、県営ほ場整備事業児玉北部地区（本庄市側）に伴う女堀川条里・今井地区並びに前田甲遺跡発掘調査報告書である。
- 2、調査に要した経費は文化庁国庫補助金並びに農林省委託金を得て実施した。
- 3、発掘調査は平成2年度に実施し、平成3年度に整理作業を行ったが、発掘調査期間中に新たに確認された前田甲遺跡においては、当初予測以上の遺物が出土したため、当該調査報告書も遺構編と遺物編の2分冊とした。
- 4、発掘調査は埼玉県本庄市教育委員会が直営で実施し、社会教育課文化財保護係が担当した。調査の組織については第1章に記したとおりである。
- 5、本書の執筆・編集は増田が行った。
- 6、本文中の図版については、住居址が1/60、カマドが1/30を原則とし、その他についてはスケールにより表示した。また、業者委託により国家座標を設定した。
- 7、本書の刊行に際しては、埼玉県教育局指導部文化財保護課をはじめ、多々方々のご協力とご指導を賜ったが、これらの方々の明記は最終報告で記する。

目 次

序 文

例 言

目 次

I 調査に至る経緯と経過	1
1 調査に至る経緯	1
2 調査の経過	1
3 調査の組織	4
II 遺構の調査	5
1 女堀川条里・今井地区の調査	5
(1) 坪交点の調査	6
(2) 用水堀の調査	8
2 前田甲遺跡の調査	12
(1) 前田甲遺跡A地点の調査	13
(2) 前田甲遺跡A地点児玉町側の資料	27
(3) 前田甲遺跡A地点100番台地区の調査	29
(4) 前田甲遺跡B地点の調査	31

III 小 考

おわりに

写真図版

I 調査に至る経緯と経過

1 調査に至る経緯

本庄市はかつて中山道の宿場町として栄え、古くより交通の要所であったことを示している。しかし、宿場町の周辺は養蚕と農業に依存する農村地帯が広がっていた。近年では国道17号線、関越高速自動車道の本庄・児玉インターチェンジあるいは、JR高崎線といった交通網の地の利を活かし、商工業の活性化や首都圏の遠距離通勤圏として諸開発がめざましい。このことは、埋蔵文化財の保存事業にも反映されており、年々大規模な発掘調査の件数が増加しているのが現状である。これらの諸開発行為以外に、農業生産に関連する事業も近年多く実施されている。それが土地改良事業である。

市内の土地改良事業は昭和40年代ごろから継続的に実施され、現代ではほぼ完了に近い状態にある。同事業にかかる埋蔵文化財の保存事業については、県内でも文化財行政が進展していない段階より開始されたため、当初より発掘調査等の保存措置が実施されてきたわけではない。このため、昭和43年度の北泉中部土地改良事業においては、遺憾ながら男堀川条里が消滅している。しかし、昭和54年度の県営ほ場整備事業本庄地区の事業に至って、はじめて本庄1号遺跡すなわち、石神境遺跡の発掘調査が市教育委員会の直営で実施される運びとなった。以降、昭和60年度から昭和62年度にかけて県営ほ場整備事業児玉南部地区、昭和62・63両年度には県営畑地帯総合土地改良事業上里南部地区に伴う埋蔵文化財の保存事業が順次行われたが、最後に残された県営ほ場整備事業児玉北部地区の施工地である本庄市大字今井地区は、事業実施予定地内の全域が周知の遺跡に該当していた。

当該遺跡の種類は、条里制遺構である。言うまでもなく条里制遺構とは一辺約109m四方の碁盤の目状に整備された古代の土地改良事業の痕跡である。現代の土地改良事業は一辺100mを基本に整備され、条里と同じく東西南北に設計されている。しかし、用水は堀ではなくパイプラインが埋設され、土地の有効利用が飛躍的で、未来から見れば“平成条里遺構、”となろう。

2 調査の経過

県営ほ場整備事業児玉北部地区（以下「県営ほ場児玉北部」）の事業に伴う埋蔵文化財保存にかかる調整会議は、平成元年12月25日に埼玉県衛生会館に於いて埼玉県教育委員会文化財保護課、埼玉県耕地課、埼玉県本庄土地改良事務所、本庄市教育委員会の4者で会議の席が設けられた。この時点で提出された資料には事業予定地全域に分布する今井条里の内、約5,720㎡を記録保存の対象とし、他は航空測量等による現況記録もしくは、埋没保存する運びとなり、総額10,000,000円の予算が計上されることとなった。ところが、当日に同事業予定地内に別の事業である県営かんがい排水事業九郷地区（以下「かん排九郷」）の工事が将来実施されるため、これに伴う事前の発掘調査も依頼された。したがって、当該遺跡の範囲内において2件の事業に対する埋蔵文化財の保存措置が必要となり、急遽期間や予算等の調整が要求された。

その後の協議の内容については、県営ほ場児玉北部が平成2年5月23日付け本地第315号で『県営ほ場整備事業児玉北部地区の事業計画に伴う埋蔵文化財の取扱いについて』の依頼文書が本庄土地改良



第1図 調査位置図（本図は国土地理院発行1:50,000『高崎』を転載した）

事務所より本庄市教育委員会を經由して埼玉県教育委員会に提出された。これに対して『県営ほ場整備事業（児玉北部地区）に伴う埋蔵文化財の取扱いについて』の通知文書が平成2年6月27日付け教文第262号で埼玉県教育委員会より本庄市教育委員会を經由して本庄土地改良事務所に送付されている。これに伴い本庄市長と埼玉県知事との間に平成2年10月25日付けで『遺跡埋蔵文化財保存事業委託』の契約を締結した。

一方、かん排九郷の協議については、平成2年7月6日付け本地第682号で本庄土地改良事務所より本庄市教育委員会を經由し、埼玉県教育委員会宛てで『県営かんがい排水事業九郷地区の事業計画に伴う埋蔵文化財の取扱いについて』の依頼文書が提出され、対して平成2年12月19日付け教文第1112号で同様に『県営かんがい排水事業（九郷地区）に伴う埋蔵文化財の取扱いについて』の通知文書が土地改良事務所に返送された。かかる協議を経て委託の契約が平成2年12月21日付けで締結された。発掘調査にかかる事務手続きについては、下記のとおりである。

事業名	法57条の3にかかる 発掘調査通知	法98条の2にかかる 発掘調査通知
県営ほ場児玉北部	本地第683号 平成3年1月28日	本教社発第28号 平成3年1月22日
県営かん排九郷	本地第683号 平成3年1月28日	本教社発第28号 平成3年1月22日

※法＝文化財保護法

以上の協議と事務手続きを経て現地における調査は、平成2年10月より実施する運びとなった。ただし、本調査予定地内にかかる遺跡の性格は市内において調査類例の多い集落跡や古墳とは異なり、条里制遺構であったため試掘調査より実施した。しかし、現条里下には旧来の遺構がほとんど存在しないことが判明し、同調査の大半は各種測量による記録保存を行うこととなった。このため、小排水路の掘削にかかる部分については立ち会い調査とした。

一方、事業予定地内の南方には微高地が観察されたため、同部分の試掘調査を詳細に実施した。その結果、大字今井字前田（甲）1582、1599番地を中心とした地区において新たに集落跡を確認するに至った。当該地は今井条里遺跡として登録されている地域内である点、確認された内容は別種の性格を示すことから、変更増補カードを埼玉県教育委員会に提出し、本庄コード53-175として新規に登録した。これにより本庄市内の周知の遺跡は175カ所となった。上記の2番地にかかる部分は事業の工程上、表土以下がカットされることとなったため、発掘調査による記録保存を平成3年に入り実施した。したがって、今回の発掘調査は字前田（甲）地区が対象となり、遺跡の名称は字名をとつて『前田甲遺跡』と命名した。なお、今井条里については本庄コード53-149として登録されているが、本条里は東方を流水する女堀川流域に広域に分布する条里制遺構の一部分であり、全体を総称して『女堀川条里』とし、今回の調査対象地に分布するものを『女堀川条里・今井地区』と分類した。また当該部分のみを呼称する時は「今井条里」とした。

発掘調査完了後は次年度の4月より本庄市埋蔵文化財センターにおいて各種整理作業を実施した。

全調査の完了後、記録品等は本庄市埋蔵文化財センターに、遺物は本庄市旭文化財収蔵庫で保管してある。

3 調査の組織

調査は本庄市直営で実施し、その組織については下記のとおりである。

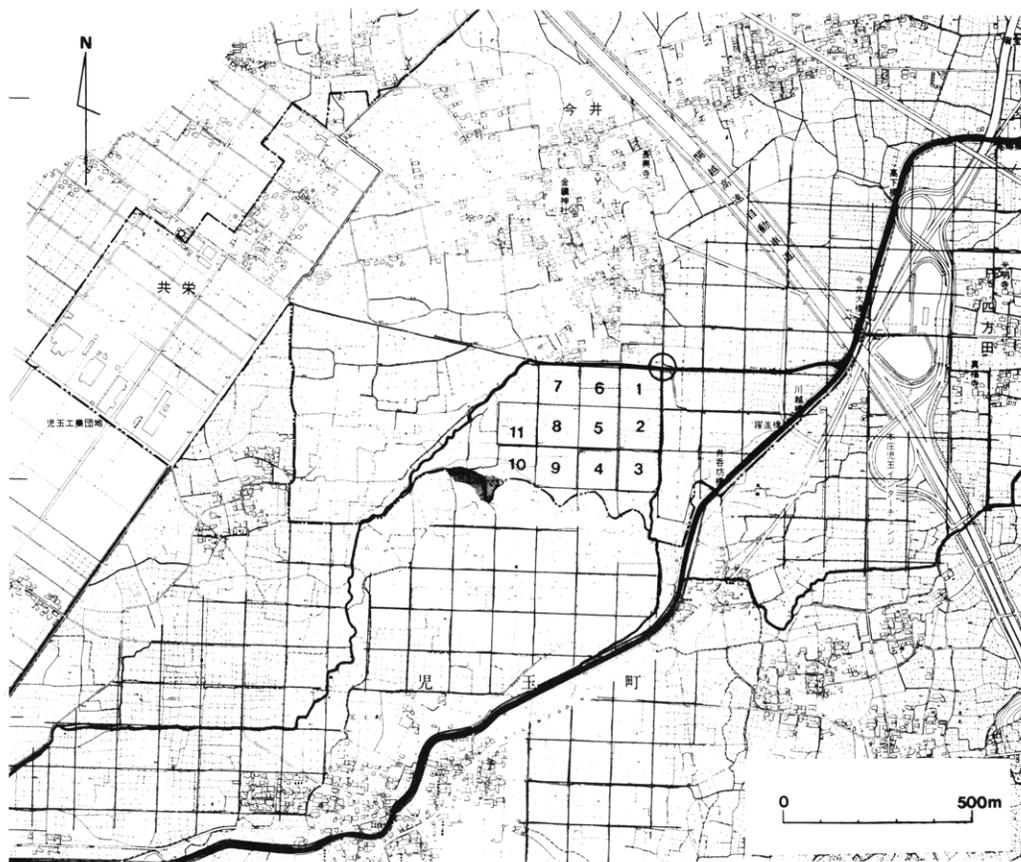
平成2年度（発掘調査）	平成3年度（整理作業）
本庄市教育委員会	本庄市教育委員会
教育長 坂本敬信	教育長 坂本敬信（平成3年9月30日まで）
	教育長 塩原 晁（平成3年10月1日より）
本庄市教育委員会事務局	本庄市教育委員会事務局
事務局長 金井善一	事務局長 金井善一
社会教育課	社会教育課
課長 坂上英夫	課長 坂上英夫
課長補佐 吉田敬一	課長補佐 吉田敬一
文化財保護係	文化財保護係
係長 長谷川 勇	係長 長谷川 勇
主事 増田一裕	主任 増田一裕
主事 太田博之	主事 太田博之
主事 赤尾直行	主事 赤尾直行
	主事補佐 藤好司
社会教育係（庶務）	社会教育係（庶務）
主事 斉藤 みゆき	主事補 竹田 祥子

II 遺構の調査

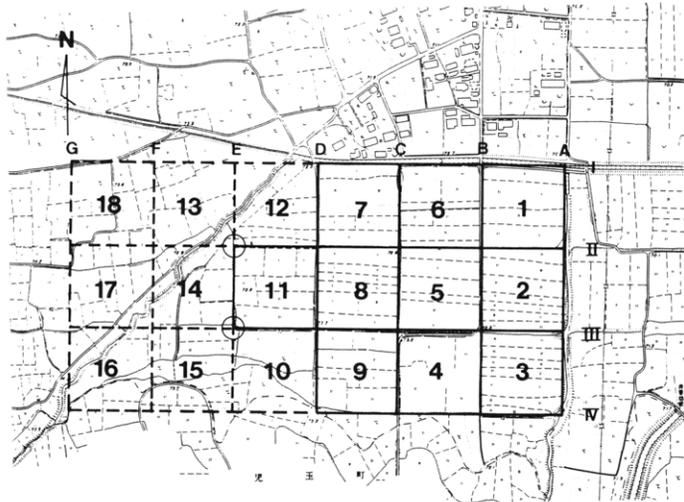
1 女堀川条里・今井地区の調査

本事業予定地内に所在する周知の遺跡は、埼玉県遺跡地図に本庄コード53-149として登録されている女堀川条里・今井地区（以下今井地区条里）が該当し、その分布は事業予定地内のほぼ全域にかかることが事前に判明していた。当該条里の範囲等に定義については、必ずしも明確ではないので以下に整理しておく。

本条里の立地については、本庄市の西南方に所在し、神流川の堆積作用による扇状地性台地上に営まれているため、南西から北東方向に地形が低くなる。流水方向も北ないし、東流を原則とする。したがって、全域が平らな面を示すものではなく、坪ごとに段を形成している。標高は67～73mを数え、今回調査を実施した地点は73m前後を測る。その範囲については、北限が大字今井の集落を乗せる微高地で、南限が本庄市と児玉郡児玉町の境界で蛇行する旧河川跡によって隔絶される。東西の限界については、東側が建設省一級河川である女堀川までとし、西限を北東方向に流水する九郷用水堀までがその範囲と限定することが可能である。これらの地理的環境から本条里の範囲は東西1000m、南北



第2図 女堀川条里分布図（アミは前田甲遺跡）



第3図 今井地区条里坪なみ仮配置図（点線は仮想条里）

800mで完全な36坪1条里を示すものではない。

本条里を潤す用水は自然河川の女堀川を除くと、条里の西辺を流水する「九郷用水堀」が観察される。同用水堀は今井集落の南西方で右に折れ、東西方向に直進する。この部分を「飛行場落とし」と呼称されている。一方、南方の児玉町高関を流水する女堀川より分水し、北流して今井集落の南東端に至る「横堀」は、前述した飛行場落としに直角に合流するが、これらの用水堀は、本条里の施工に重要な位置決定を指示している。

条里遺構の調査

条里制遺構は地表面に観察されるごとく、広大であるため全域を発掘調査するには期間・予算等で実質的に不可能である。したがって、次の要点を把握することとした。一つは坪の交点の下に旧交点の有無を確認すること。次に現地表下に旧水田面が遺存しないかという点である。また、条里内の水田に供給される用水堀の新旧関係についても把握しておく必要がある。この3点に留意して調査を実施した。

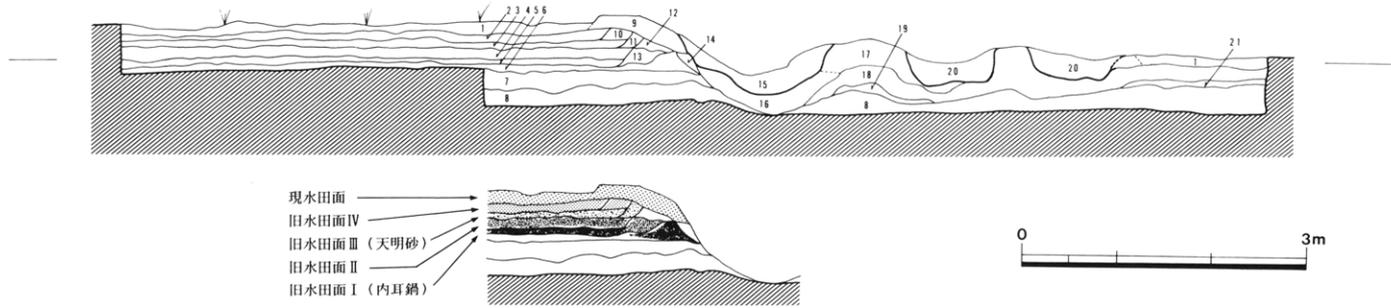
(1) 坪交点の調査

事業予定地内にかかる坪の交点部分は18カ所を数える。しかし、地形図をもとに事前に机上で交点の位置を求めたところ、1/3の地点が用水堀上にあっていた。また、現地観測の結果、その多くが舗装道路や幹線・支線用水堀上に位置し、こと用水堀に至っては、コンクリート護岸により発掘調査は不可能であることが判明した。このため、当初予測したより調査可能な部分は極めて少ない状態となった。これらの現状をふまえて坪交点部分の調査は5カ所で実施したにとどまる。

なお、坪及び坪交点の位置名称については、第3図のとおり飛行場落としと横堀の合流点を基準として、西へA～G、南へはI～IIIとした。また、坪自体は1～18に任意に設定した。

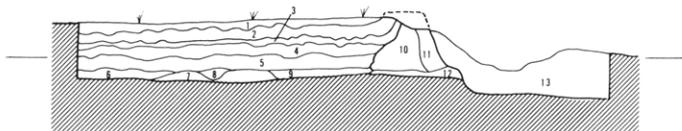
E-IIグリットの調査

九郷用水割りに近接する部分で、地表面で推定される交点と地下に予測される遺構の誤差との関係



今井条里EⅡグリット断面土層観察表

1、耕作土・現水田面 2、淡灰褐色土・旧水田面Ⅳ 3、灰褐色土・旧水田面Ⅲ (天明3年浅間砂極めて多量) 4、薄茶味帯びた灰褐色土・旧水田面Ⅱ 5、灰褐色粘質土・旧水田面Ⅰ 6、暗灰色粘土 (マンガン・褐色土粒多量) 7、灰味帯びた茶褐色土 (マンガン粒多量) 8、暗茶褐色粘質土 (いわゆるチョコレート色、マンガン粒極めて多量) 9、灰褐色土 (現あぜ) 10、灰褐色土・旧あぜⅣ (粘質でしまる) 11、淡茶褐色土・旧あぜⅢ (天明3年浅間砂極めて多量) 12、淡茶褐色粘質土・旧あぜ (しまる) 13、やや明るい茶褐色土・旧あぜⅡ 14、灰褐色粘質土 15、黒味帯びた灰褐色粘質土・現用水路ヘドロ 16、灰褐色粘質土 17、灰褐色土 (かわくとバサバサで軟質) 18、灰茶褐色粘質土 (マンガン粒多量) 19、8より灰味が増す 20、15と同じ 21、19と同じ



今井条里EⅢグリット断面土層観察表

1、灰褐色土 (乾くとバサバサ) 2、灰褐色土 (下位ほど天明3年の浅間砂多量に沈殿) 3、淡褐色土 (鉄分多量に含む) 4、黄味帯びた淡褐色土 5、灰褐色土 (マンガン小粒含む) 6・8・9、いわゆるチョコレート色粘土 (マンガン粒含む・縄文包含層) 7・12、黒味帯びた暗茶褐色粘質土 10、淡黄褐色土 11、暗茶褐色土 13、暗灰色土 (ビニル、雑木等含むヘドロ)

第4図 今井地区条里グリット土層実測図

から以下に一辺6mのグリットを設定した。同部分の水田面は西側の九郷用水堀に接する地点が高く、東側の水田面は一段低くなっている。その落差は約80cmを数える。本グリット内には猿尾状に分水する用水溝が3本走るが、いずれも下層で確認されたものと重複しており、付け替え、移動は観察されなかった。一方、水田面については、東側では調査範囲の限界性もあり、現水田面下に旧水田面を見出すことはできなかった。対する西側の水田面は坪11（第3図）と九郷用水堀にはさまれた、条里の坪割りを示していない部分であるが、本条里の形成を研究する上で興味ある資料を提供した。地表面下から約1mまで8枚の地層を確認している。この内、6枚は帯状の細い層を示し、東側の現水路に接した部分で畦畔下に旧畦畔と推定されるブロックが観察され、これらは6枚の層と対応することから旧水田面と推定した（第4図）。各層位の内第3層には極めて多量の浅間火山Aパミス（浅間砂）が観察されることから、少なくとも江戸時代には本水田面が耕作されていたものと考えられる。一方、最も下位の第6層からは内耳鍋が出土しており、本水田面の開拓は近世にとどまる可能性が示唆される。以上の点から後述するごとく、本地区の最も西側で条里の坪並みを示す、坪11の上限を暗示しているものと解される。

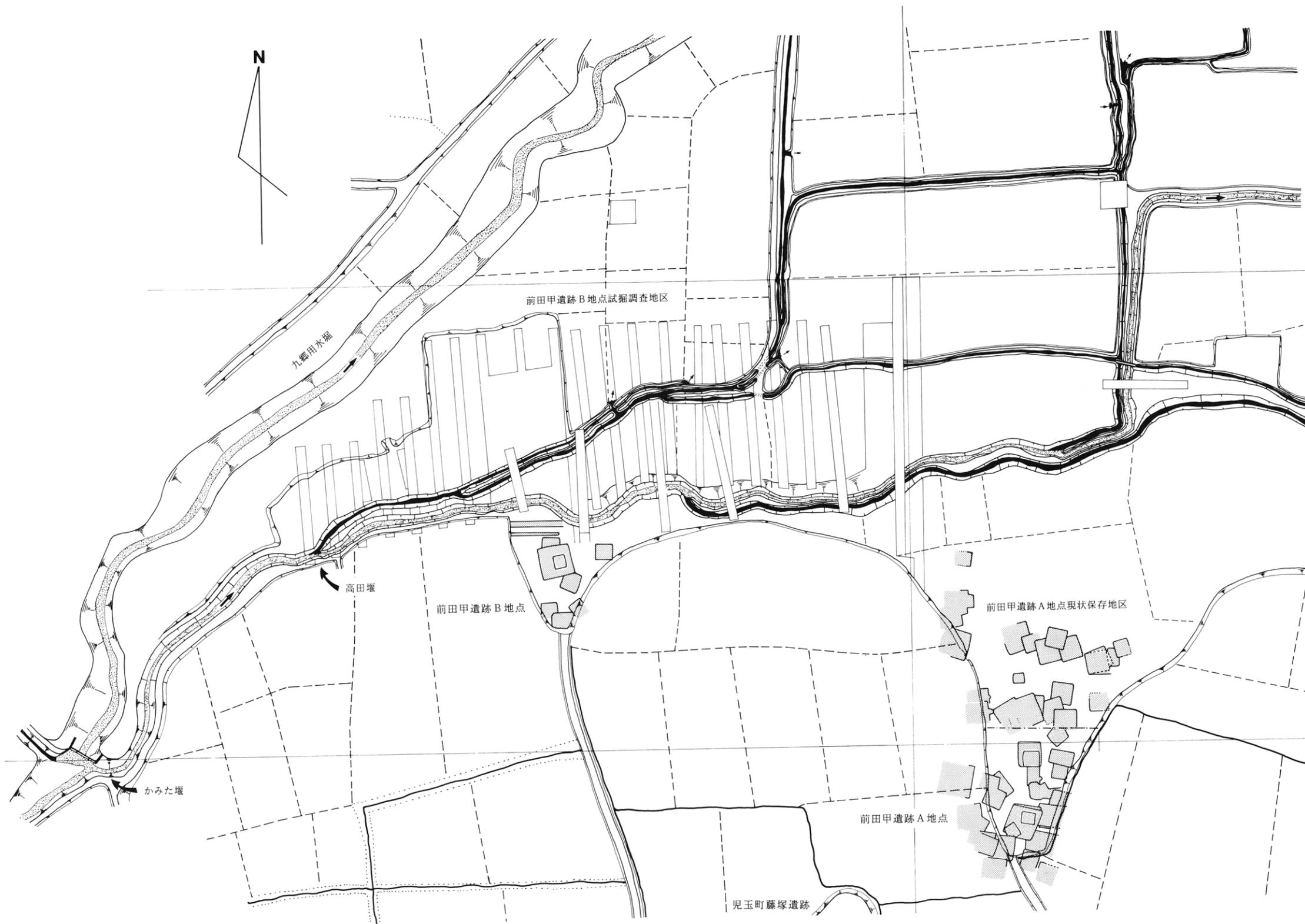
E-IIIグリットの調査

坪11の南西コーナーに設定した。現用水より以西を中心に開掘したが、実施的には坪14の旧水田面を検出したにとどまる。本コーナー付近で直角に流路をかえる幹線用水堀は、下位においても同一位置であり、ヘドロが堆積しているのみであった。したがって、水路の付け替えは本部分においてはなかったもの推定される。水田面については4～5枚観察された（第4図）。第2層においては浅間火山Aパミスが多量に検出されている。第5層より鉄器が出土しており、同層が坪14で最も古い水田面と考えられる。なお、第7層より縄文式土器が出土しているが、遺構は観察されなかった。

(2) 用水堀の調査

本地区の用水堀は猿尾状を呈する分水状態や、水利権の関係から成立した「樋越し」など特殊な地形が観察される。また、条里に関連する用水は様々な機能、規模を呈するため、これらを次の分類で統一しておく。

- | | |
|---------|---|
| 《自然河川》 | 自然地形に沿って形成された主要河川で、本地区では女堀川が該当する。 |
| 《幹線用水堀》 | 大規模な人工の堀で、自然河川と同等の規模を有することが多い。ここでは九郷用水堀の一部、いわゆる飛行場落とし、横堀が該当する。 |
| 《支線用水堀》 | 幹線用水堀より堰口により分水された水路で、周辺水路の主体をなす。 |
| 《配水用水堀》 | 支線用水路から猿尾状に分水し、周辺の水田に水を供給する水路。 |
| 《猿尾状堰口》 | 用水路から分水する際に二又状に水路を設定する部分。 |
| 《樋越し》 | 近隣の用水堀より直接分水できない地形もしくは、水利権の関係から分水できない状態のため、比較的遠方より引水し、現用水路の上を高架して設定された水路。 |



第5図 女堀川条里・今井地区用水路及び前田甲遺跡調査位置図

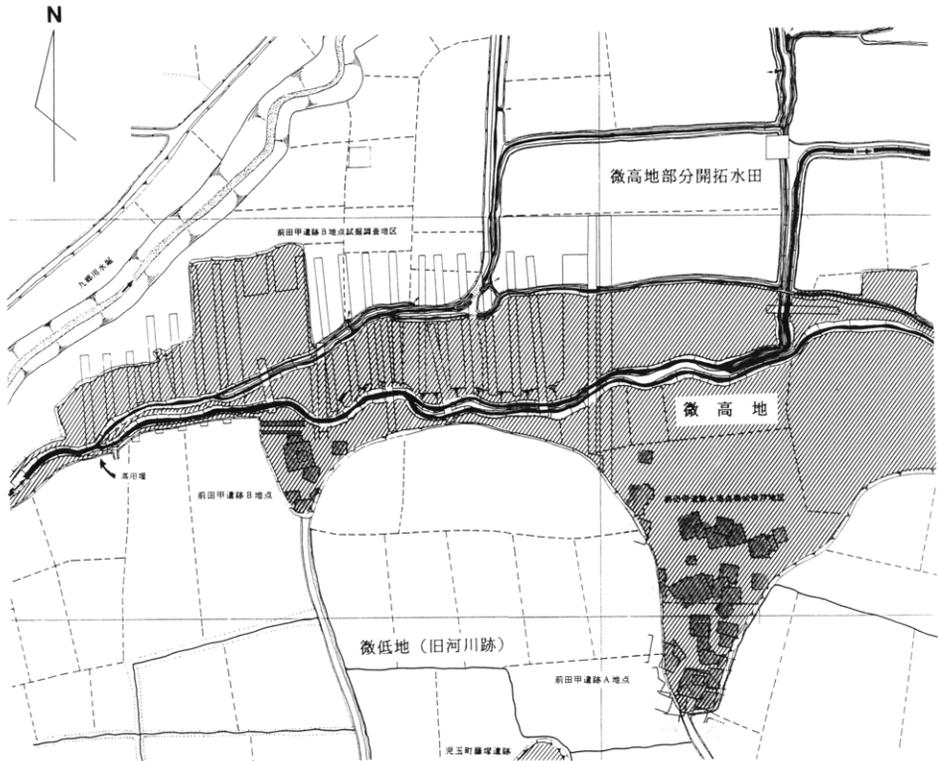
用水堀の調査は、その大半が測量調査による。これらは広域であるため航空測量図化を行い記録した。本事業予定地内にかかる水田を潤す幹線用水堀としては、その上流部に西側を北東方向に流水する九郷用水堀があり、これを幹線用水堀1号とする。同用水堀は北側の今井集落南西部で飛行場落としと呼称される幹線用水堀2号と合流する(写真図版28-1)。この用水堀はここで東西に流路をとり、今井集落の南東部において南方の女堀川より取水された横堀すなわち、幹線用水堀3号と直角に合流し、さらに東流して女堀川と合流する。これらの幹線用水堀の位置は条里施工に伴う掘削の痕跡を示しており、幹線用水堀1号は自然地形にそった流路を採用しているのに対し、幹線用水堀2、3号は明らかに条里施工上人為的に配置されている。幹線用水堀1号と同2号が合流する部分は、その下流の2号と3号の合流点からほぼ3坪目にあたる地点にあたることから、意識的に1号がここで東西に流水することを設計に入れたものと考えられる。現状観察では幹線用水堀2、3号はレベルから見て明らかにその脇に所在する水田を潤すことはできない。各水路が示すごとく、これらは周辺の水田よりの排水場所にあたる。今回の調査範囲内の水田に引水される用水堀はほぼ幹線用水堀1号の西南方にあたる「かみた堰」を原点とする。このかみた堰から条里の痕跡を明瞭に残す部分までは完全な東西南北方向に流路を採用していないが、幹線用水堀3号より西方に4坪目にあたる部分より東西に流水し、やがて幹線用水堀3号に排水されるものと、同3号上を樋越しにより通過し、東方の水田に引水される2者に分流される。この水路を支線用水堀1号としておく。支線用水堀1号からは各坪ごとに北方に分水され、さらに猿尾状に水路が分かれて引水される。一方、現状で条里遺構が明瞭な部分の西方で幹線用水堀1号との間に所在する水田面は、支線用水堀1号より高田堰をもとに分水し、わずかな面積を潤している。また、南方の児玉町境界との間には高田堰より分水した上で樋越しを行い引水している。その下流の水田は新田と呼称されている。以上のことから本地区の条里は幹線用水堀2、3号の合流地点を核として西、南方向に開拓され、その南限界は支線用水堀1号をかぎり、西側は幹線用水堀1号と同2号の合流点の場所を重視するかぎり、最初に6坪が開拓された可能性が示唆される。これら6坪に引水される排水用水堀はすべて猿尾状に統一されていることも当初の開拓を物語るものとして指示的である。

2 前田甲遺跡の調査

女堀川条里今井地区として登録されている地区の南方で、児玉郡児玉町との境界付近における地形を観察すると、条里本来の畦畔を示す部分がなく、微高地が広がり集落跡等の別種の遺跡が存在する可能性を秘めていた。ただし、同部分が今井条里に関連する地域であることは、支線用水路や猿尾状堰口が複雑に配置されている点で、条里遺跡の範囲内にあたることは言うまでもない。

周辺の地形を観察すると、微高地は東西に広がり、標高は73m前後を数える。その南方一帯の児玉町側は逆に微低地が平行する。同部分は児玉町大字蛭川字窪田（久保田）にあたり、児玉町教育委員会の調査によって旧河川が検出されている。微高地の北側は条里を示す坪並みが観察されるが、同部分の地形は従来微高地であったものが開拓により削平されたもので、現在は微高地より一段低くなっている。一方、児玉町側の字窪田を中心に広がる微低地をはさみ対峙する位置に所在する微高地で字藤塚には、古墳時代の集落跡が検出されており、本庄市側の微高地にあっても集落跡の存在する可能性が調査前より濃厚であった。このため、同微高地部分の詳細な試掘調査を実施した。

本微高地にかかる当該事業の設計は、東半部が畑地としてカットされないことが事前の協議で判明していた。一方、西半部は水田面として削平、カットされる工事が予定されていた。さらに南側で舌状に突出した地形を示す字前田（甲）1599番地も水田面としてカットされることとなったため、微高地の西半部及び、南方を重点的に試掘調査を実施した。調査の結果、本微高地上には新たな遺跡とし



第6図

て古墳、奈良・平安時代の集落跡が存在することが判明し、字名をもとに『前田甲遺跡』と命名し、コード53-175として埼玉県遺跡地図に登録した。ただし、住居址の分布は微高地上に一律ではなく、東西にわかれており、本ほ場事業設計図をもとに便宜上、南北に走る支道第1種3号線をもとに、東側をA地点とし、西側はB地点と呼称した。

前田甲遺跡A地点は東西に走る予定の支道第2種29号線をはさみ、北側(1597、1597-2番地)は畑地として現状保存されることとなった。ただし、事業の設計上表土の剥ぎ取りが行われるため、同工事の時点で平面的に検出された遺構の範囲を測量により記録し、一部の遺物は取り上げた後に盛土をおこない旧状に復して現状保存した。この部分で検出された住居址の番号は、100番台より付加したため、同部分はA地点100番台地区と呼称しておく。対する南側の1599番地の地点は発掘調査により記録保存措置をとったが、当該微高地上からは約60軒の住居址を検出している。なお、周辺の微低地は児玉町側に所属するが、同部分においても住居址が検出されており、後述するB地点の間に広がる児玉町側の微低地上にも多数の住居址が分布するものと予測される。

支道第1種3号線の西側にあたるB地点では詳細な試掘調査を実施したが、大半は遺構が検出されなかった。ただし、字前田(甲)1582、1583番地にあたる舌状突出地において住居址が検出されたため、全面表土剥ぎを行い発掘調査を実施した。当該地点からは28軒の住居址が検出されている。

前田甲遺跡より出土した遺物には打製石斧、磨製石斧、石鏃、いわゆる蜂の巣石、縄文土器、土師器、須恵器、白玉、土錘、鳥形土製品を見る。この内、縄文式土器に伴うべき遺構は検出されなかった。これらの報告は、第2分冊においてふれる。

(1) 前田甲遺跡A地点の調査

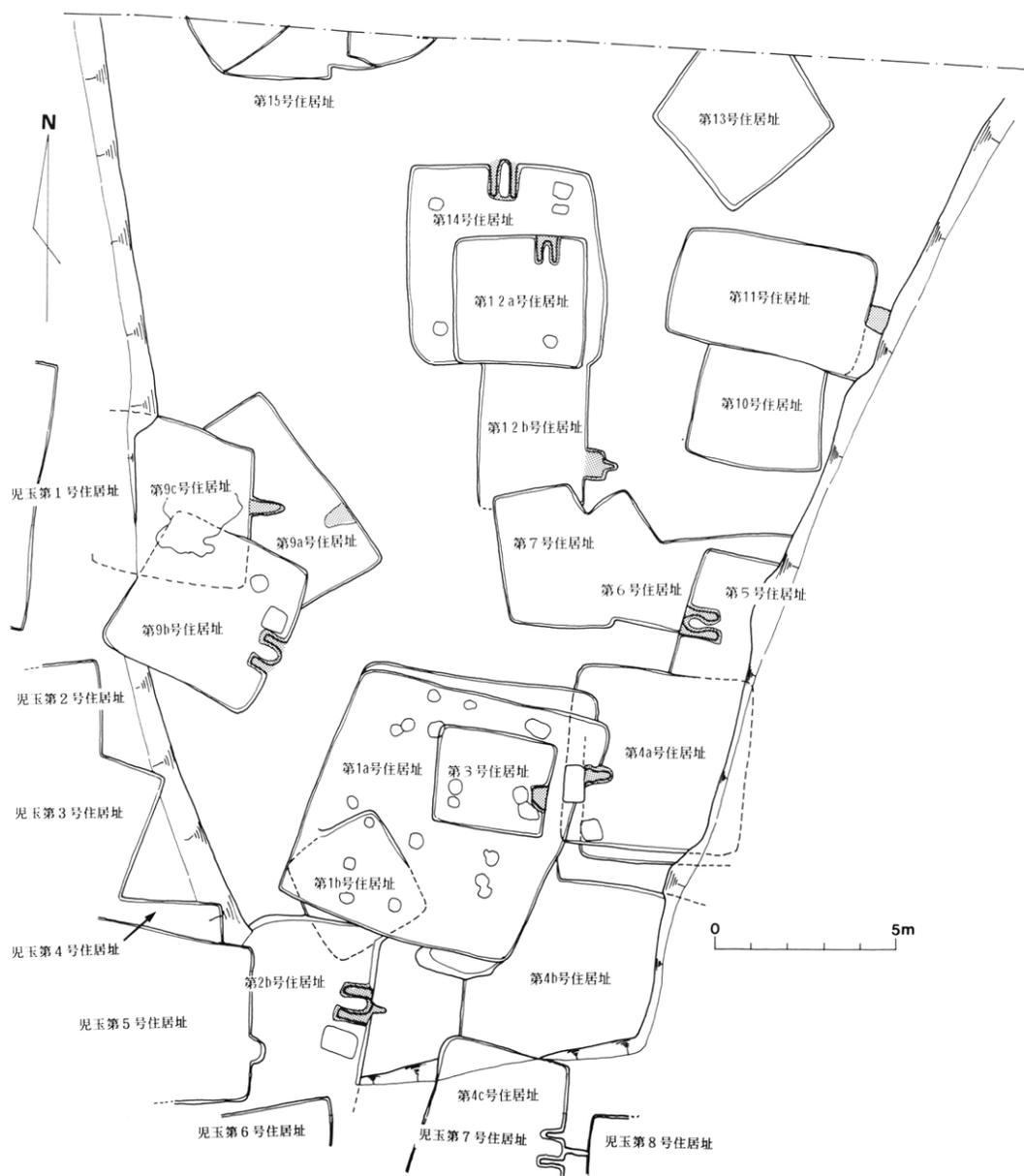
第1a号住居址(第8図)

A地点で検出された住居址では最大規模を誇る。舌状突出部の南半部に位置し、プランは完全な方形を示すものではなく、北側がいびつで壁面は2段を呈する。このため改築の可能性が示唆される。ただし、土層観察においてはその新旧関係を把握することはできなかった。一辺は7mを測り、壁高40cm、壁溝が西及び、南壁ぞいで検出されているが連続していない。幅20cm、深さ50cmを測り、西側の溝内には直径89cm前後の小ピットが観察された。柱穴は比較的規模の大きいものが数箇所検出されたが、四本支柱穴の状態ではない。直径は50~60cm、深さ50~80cmを測る。住居址内の覆土は単純で3~4層にとどまり、いずれも粘土質で自然埋没の可能性が考えられる。

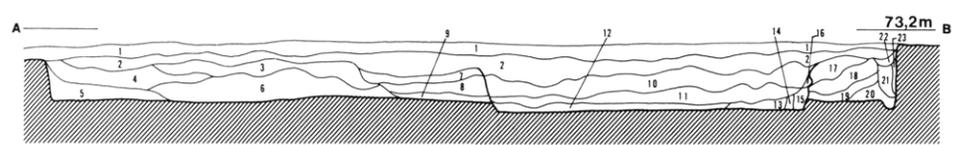
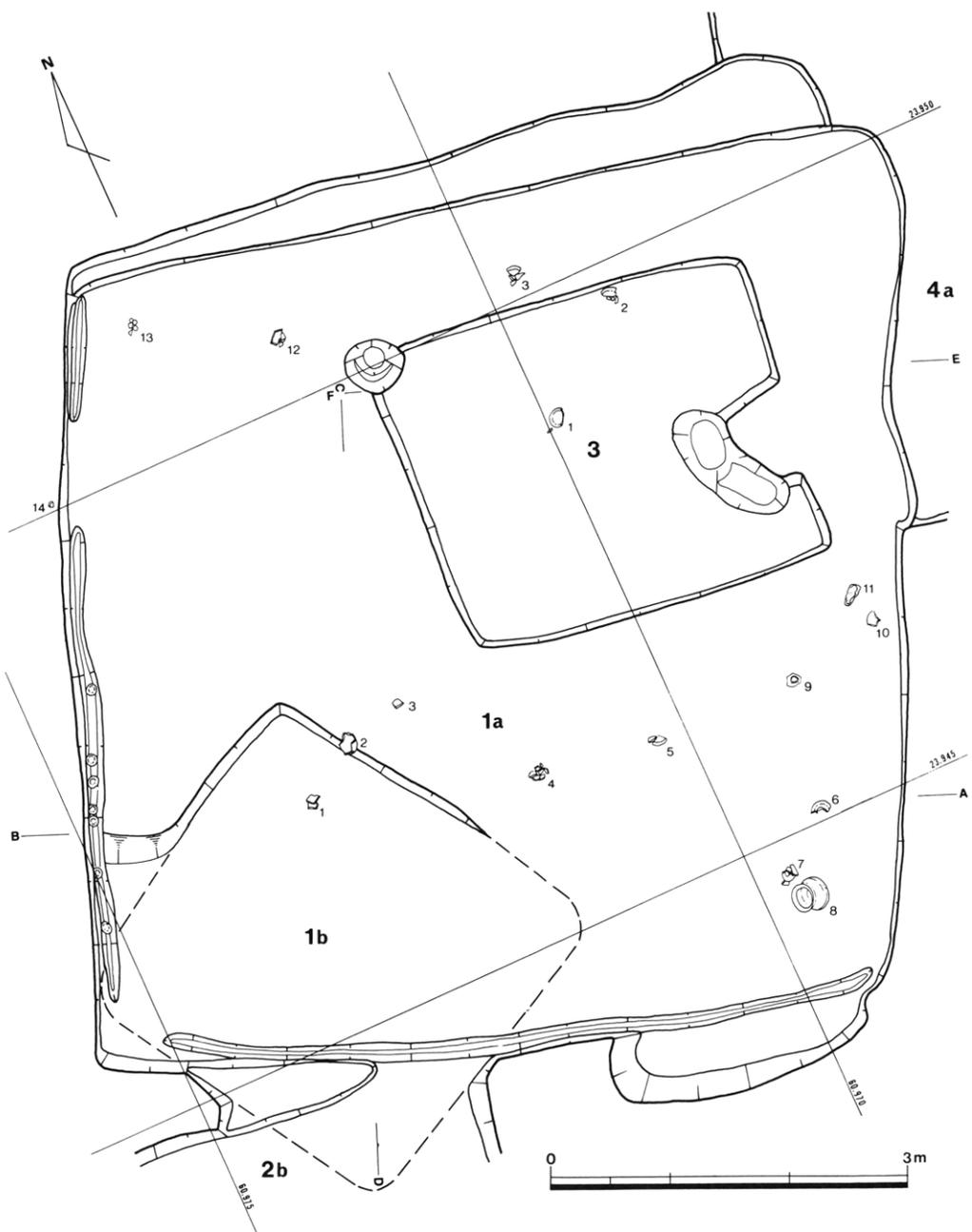
遺物は大半が覆土中より出土しており、南東コーナー付近の床面より完形の甕が1点出土している(No.8)。和泉I式期に所属する。

第1b号住居址(第8図)

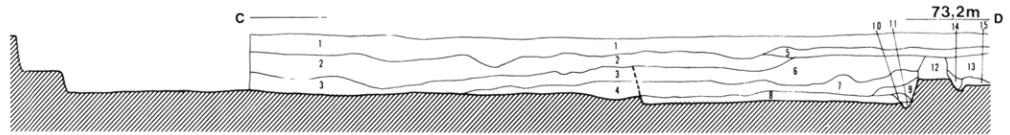
第1a号住居址の南西コーナー付近で検出された。小形の住居址で南コーナーと推定される部分は第2号住居址まで達している。遺存度が悪く北コーナー付近では第1a号住居址の床面上で確認され、第2号住居址付近では壁面の一部を確認したにとどまる。一辺は3.3m、壁高が10cmを測る。本住居址に伴う壁溝、柱穴、炉、カマド等は検出されなかった。



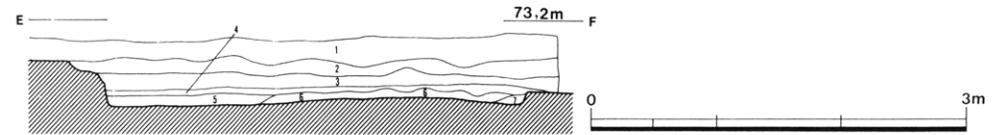
第7図 前田甲遺跡A地点遺構配置図



第1・1b号住居址A・B断面土層観察表 (第8図)
 1、黒味帯びた暗茶褐色土 (片岩粒多量・包含層の一部) 2、1と同 (黄褐色粘土質粒、マンガン粒含む) 3、2層よりしまり緻密 4、暗黄褐色土 (しまる) 5、黄褐色粘土 (マンガン粒多量) 6、暗灰色粘土 7、暗灰褐色土 8、灰味帯びた茶褐色粘質土 9、茶味帯びた暗灰褐色粘土 10、茶味帯びた暗灰色粘質土 11、暗灰色粘土 12、11と同 (しまる) 13、黄褐色土 14、灰色粘土 15、灰味帯びた黄褐色粘土 16、17と同 (よごれる) 17、灰褐色粘質土 18、黄味帯びた灰褐色土 19、青味帯びた灰褐色粘土 20、灰褐色土 21、1と20が混在 22、21と同 (ブロック状) 23、暗茶褐色粘土

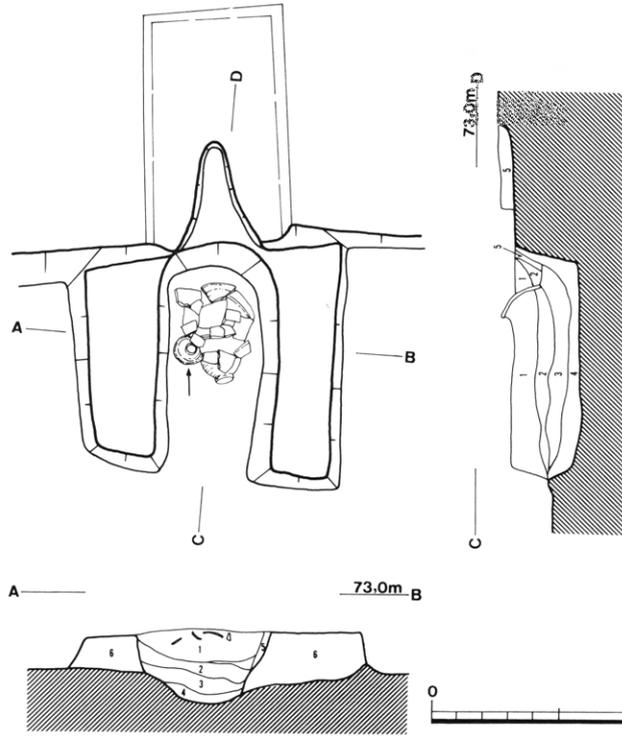


第1・1b号住居址C・D断面土層観察表
 1、黒味帯びた暗茶褐色土 (片岩粒多量・包含層の一部) 2、1と同 (黄褐色粘土質粒、マンガン粒含む) 3、茶味帯びた暗灰色粘質土 4、暗灰色粘土 5、灰味帯びた暗茶褐色土 (マンガン粒含む) 6、3と同 7、4と同 8、青灰色・黄褐色粘土 9、黒味帯びた暗茶灰褐色土 10、黄褐色粘土ブロック 11、10と同 12、暗黄褐色粘土 13~15、第2b号住居址覆土



第1・3号住居址E・F断面土層観察表
 1、黒味帯びた暗茶褐色土 (片岩石粒多量・包含層の一部) 2、1と同 (黄褐色粘土質粒、マンガン粒含む) 3、茶味帯びた暗灰色粘質土 4、黄褐色粘質土 (ブロック状) 5、暗茶褐色粘質土 (灰色粘土ブロック、マンガン粒多量) 6、茶褐色・灰色粘土ブロック混土 7、灰色粘土ブロック

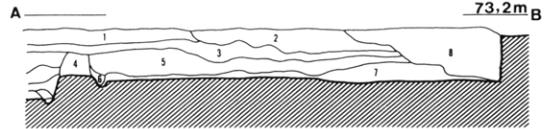
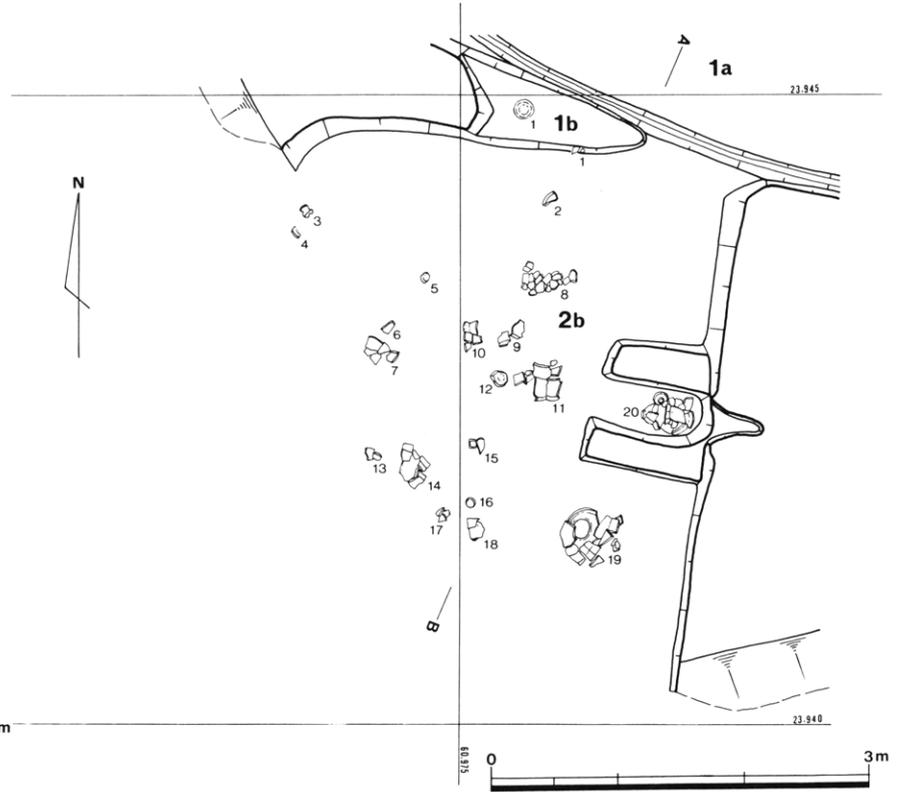
第8図 第1a, 1b, 3号住居址実測図



第2b号住居址カマド土層観察表(第10図)

1、灰褐色粘質土(黄褐色粘土粒・焼土ブロック・マンガン粒多量) 2、黒味帯びた灰褐色粘質土(マンガン・焼土小ブロック含む) 3、褐色土 4、黒灰褐色粘質土(マンガン粒多量) 5、焼土 6、地山削り出し袖

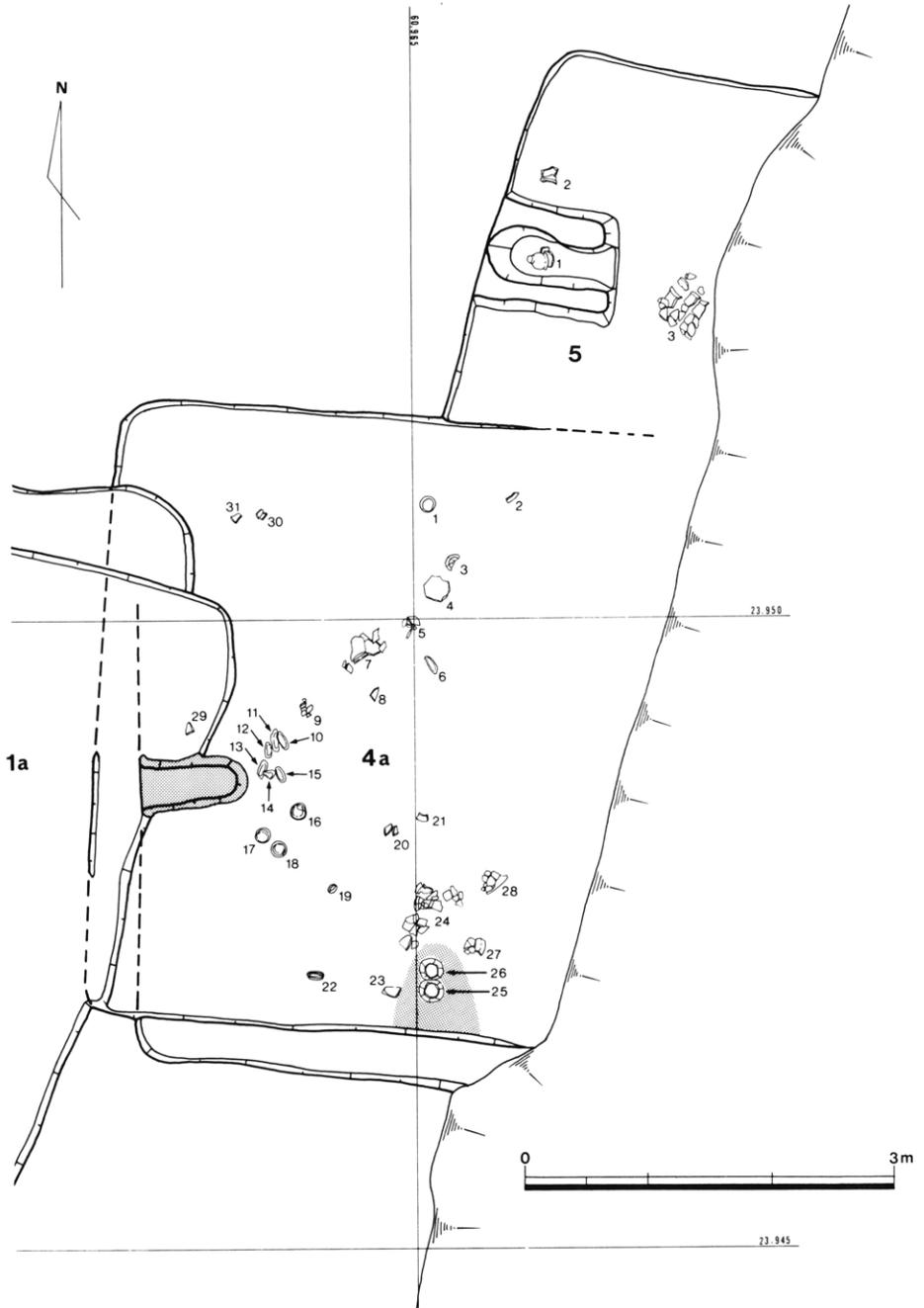
第10図 第2b号住居址カマド実測図



第2b号住居址A・B断面土層観察表(第9図)

1、黒味帯びた暗茶褐色土(片岩石粒多量・包含層の一部) 2、茶灰褐色土(天明3年浅間砂多量に含む) 3、灰味帯びた暗茶褐色土(マンガン粒含む) 4、暗黄褐色粘土 5、灰味帯びた暗茶褐色粘質土 6、黄褐色粘土ブロック 7、暗黄褐色粘質土(マンガン粒含む) 8、浅間砂(微高地崖堆積物)

第9図 第2b号住居址実測図



第11图 第4a、5号住居址实测图

遺物は第1a号住居址と第2号住居址の間にわずかに遺存していた床面上より1点の坏が出土しており、鬼高II式期に所属する。

第2(2b)号住居址(第9図)

本住居址番号は当初第1号住居址の北側において別の住居址の存在が予測され、同部分を第2a号住居址としたが、後述する第3号住居址に包括されたため、第2b号住居址を最終的に第2号住居址とした。舌上突出部の南西端で検出された。床面の南西側は微低地と同様の高さであるため、範囲は明確ではなかった。確認されたプランは北及び、東壁面周辺で、一辺は5.5mと推定される。壁高は20cmを数える。柱穴、壁溝は検出されなかった。カマドが東壁面に接して検出された。遺存度は良好で袖部は地山を削り出している。長さ100cm、幅90cm、高さ20cmを測る。カマドの右側に貯蔵穴が検出されており、長径90cm、短径80cm、深さ30cmを測る。北東部は他の住居址と切り合うが、土層の観察によるかぎり、第1b号住居址を切断して本住居址を構築している。したがって、周辺の住居址の新旧関係は1a→1b→2号の順に新しくなる。なお、西側は児玉町側の微低地で検出された国分式期の住居址により切断されている。

遺物は床面上より散乱状態で検出された。器種としては甕、坏が見られる。一方、カマド内からは小甕を転用した支脚と、その上に設置された甕が放置遺棄状態のまま出土している。貯蔵穴からは甕が出土している。いずれも鬼高II式期に所属する。

第3号住居址(第8図)

第1a号住居址の東北部の床面内で検出された。小形の住居址でプランは長方形を呈する。東西3.3m、南北2.7m、第1a号住居址の床面よりの壁高10cmを測る。壁溝、柱穴等は確認されなかった。東壁面に接して焼土が堆積していた。遺構としての輪郭は観察されなかったが、本住居址に伴うカマドである可能性が考慮される。

遺物は覆土中より坏が出土しており、鬼高II式期に所属する。

第4a号住居址(第11図)

検出面が浅く、遺構の遺存度は良好とはいえない。東側が微高地により破壊されている。重複が顕著で西側の第1a号住居址付近は攪乱が著しく、遺構の切り合いは不明瞭であった。西側に遺存する壁及び、カマドの一部と南側の壁面の状態から改築された可能性がある。北西コーナーが遺存するものを第4a号住居址1とすれば、同住居址の規模は南北4.8m、東西4.7m以上、壁高20cmを測る。南壁面に接した部分に位置する甕No25、26は直立した状態で出土したが、その周辺には焼土が観察されたことからカマドの存在が推定される。南壁面の外側にはさらにもう1軒の住居址の壁面が観察され、南壁及び南西コーナーとその延長上に所在するカマドの残欠が西側に認められ、これを第4a号住居址2とする。規模については、対する壁面が消滅しているため不明である。また、南西コーナーに接して貯蔵穴が検出されている。一辺60cm、深さ50cmを測る。なお、西壁に遺存していたカマド(網)は袖の部分ではなく、焼土の分布範囲である。両住居址とも柱穴、壁溝は検出されなかった。

遺物は第4a号住居址1の床面上より甕、坏の完形品が出土しており、いわゆる編物石がみられた。これらの遺物の分布状態はL字形を呈しており、あるいはその輪郭からさらに別の住居址が存在した可能性も示唆される。

第4b号住居址（第7図）

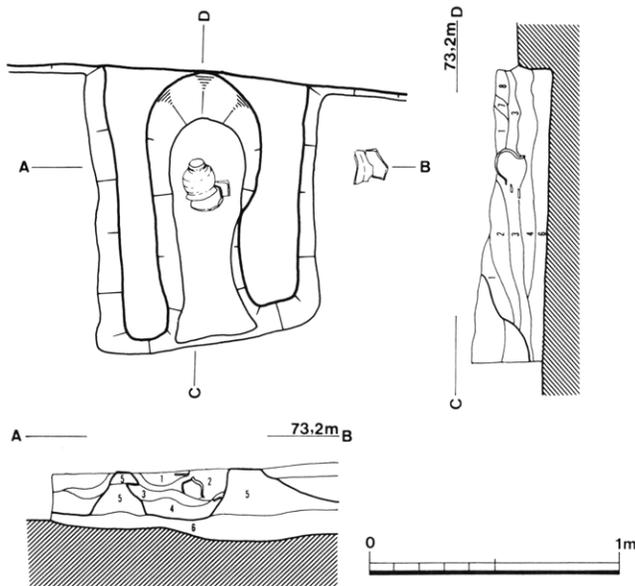
A地点をのせる微高地の南東端に位置する。遺構面が非常に浅く遺存度は悪い。北壁及び、西壁の一部を検出したにとどまる。プランはほぼ東西南北に配置されているが、北西コーナーは第1a号住居址の南東コーナーにかかっており、南西コーナー付近は第4c号住居址により切断されている。また、東及び、南東コーナーは微低地によりすでに消滅している。検出された規模は東西4.5m以上、南北5m以上を測り、壁高は20cmを測る。北壁に接して焼土のピットが検出されたが、炉跡であるかは判明しなかった。調査範囲内ではカマド、柱穴、壁溝等は検出されていない。

遺物は床面より若干出土している。甕、坏が見られる。

第5号住居址（第11図）

A地点をのせる舌状微高地の東側において検出された。しかし、大半は東側の微低地の浸蝕により消滅している。遺構面自体も浅く西壁及び北壁の一部が検出されたにとどまる。南壁は第4a号住居址により切断されている。規模は南北3.5m以上と推定され、壁高は15cmを測る。柱穴、壁溝等は観察されなかったが、西壁に接してカマドが検出された。長さ110cm、幅90cm、高さ20cmを測る。

内部より小甕を転用した支脚が出土している。なお、カマドの北側の床面からは多量の焼土と炭が



第5号住居址カマド土層観察表（第12図）

1、赤味帯びた暗茶褐色土 2、帯状焼土ブロック 3、赤黄茶褐色粘質土（焼土ブロック含む） 4、暗黄褐色土（マンガン粒多量） 5、暗茶灰色粘土 6、暗黒褐色粘土 7、焼土 8、茶褐色土（石粒多量）

第12図 第5号住居址カマド実測図

散布していた。北西コーナー部とカマドの位置から比較的小形の住居址と推定される。

遺物は少なくカマドの周辺より甕が出土したにとどまる。

第6、7号住居址（第7図）

舌状突出部の中央部東よりで検出された。遺構面が浅く、遺存度は良好ではない。試掘トレンチ設定時に確認されたが、全面表土剥ぎ後の面的確認では完全な方形プランとして把握することはできなかった。土層観察の結果も両者の切り合い状態は不明瞭であった。覆土も細砂質で他の住居址とは異なり、両遺構とも住居址であるかは検討を要するが2軒の住居址とした。第6号住居址は南辺部の壁面が第7号住居址の壁面とL字形接続しているのが平面上で明瞭であった。しかし、両者の切り合い状態は観察されなかった。床面のレベルも両者において同一である。床面上より1点の国分式期の甕が出土している。第7号住居址は南西コーナー付近のプランが明瞭であった。東西の一辺は2.8m、壁高5cmを測る。遺物は皆無であった。北辺部は第12b号住居址を切断している。なお、第8号住居址については試掘当初、第7号住居址の西側に土質の変化を認めたため設定したが、検討の結果包含層の落込みであり、住居遺構は検出されなかったため欠番とした。

第9a,b,c号住居址（第13図）

舌状微高地の西側で小規模な崖面に接して3軒の住居址が重複して検出された。東側に分布する住居址遺構に比較して遺存度は良好である。第9a号住居址は東側で検出されたが第9b,9c号住居址により切断されている。北コーナー及び東コーナーを検出しており、一辺は5.8m、壁高30cmを測る。柱穴、壁溝等は観察されなかったが、カマドと考えられる焼土の分布が北東壁面の南より内側で観察された。

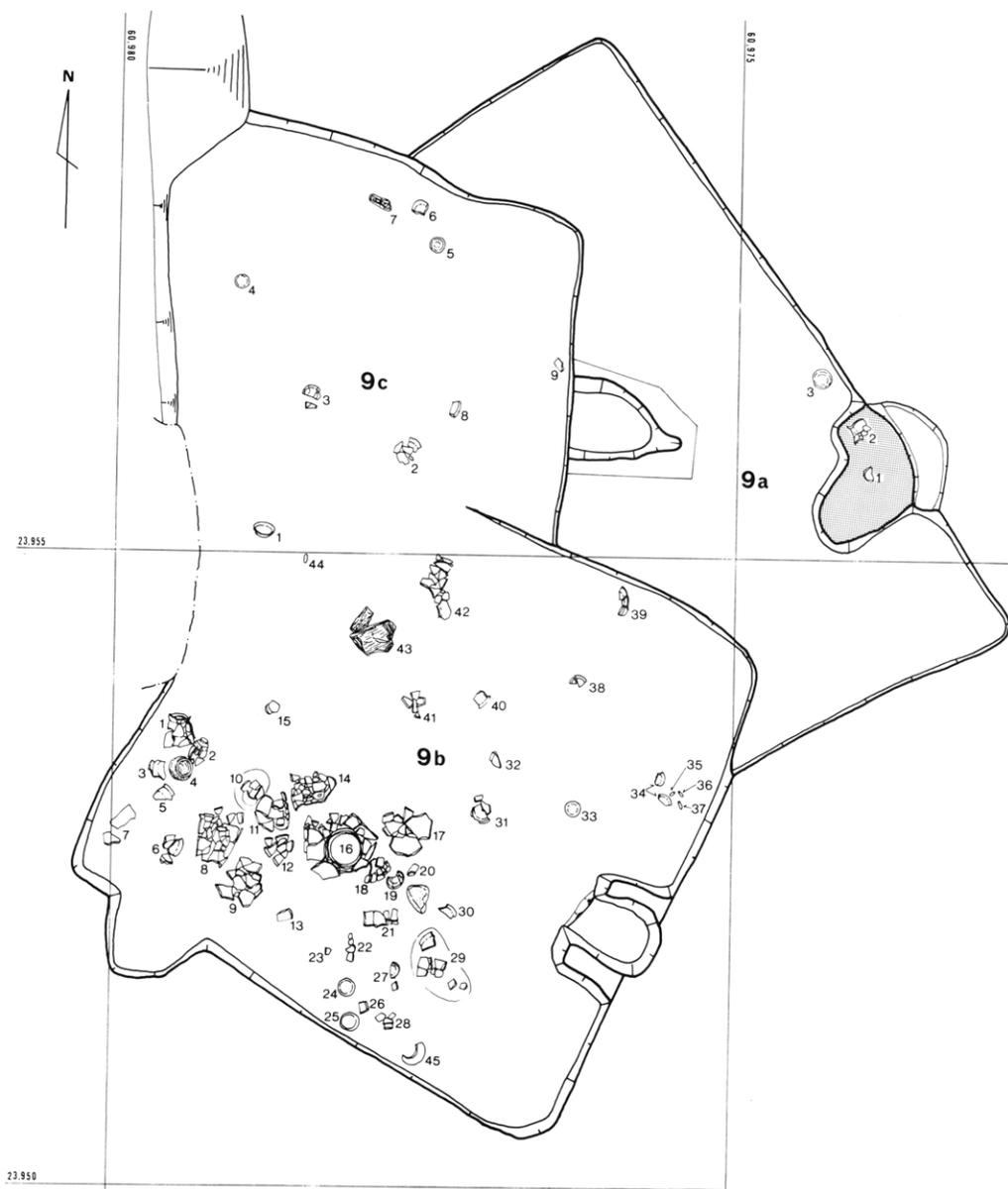
遺物の大半は焼土の周辺で遺構の確認面の上位より採集されており、甕、坏が見られる。時期は鬼高I式期の新しい段階にあたる。

第9b号住居址は第9a号住居址の南西部を切断して所在する。ただし、北側は後述する第9c号住居址により切断されている。東西及び南コーナーを確認しており、東西4.6m、南北4.2m、壁高40cmを測る。西側は微低地に接しているため遺存度が不良であるが、床面の残存はよい。床下土壌が存在し、貼床面が観察される。カマドが南東壁面の内側でやや南よりに作り付けられている。後方は若干壁外に張り出すが、長さ60cm、幅100cm、高さ40cmを測る。カマドの左側に接して小規模な貯蔵穴が確認された。一辺60×40cm、深さ20cmを数える。上位より坏、土錘が出土している。

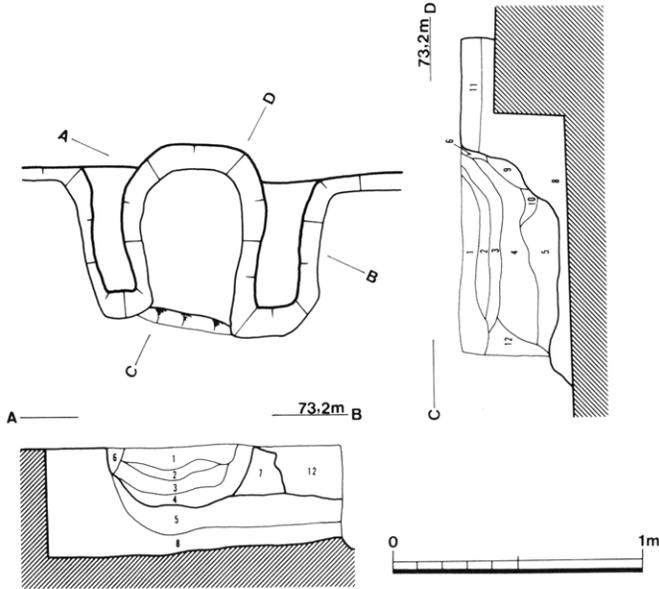
遺物はA地点で検出された住居址遺構中では最も良好で、数量も多く大半が床面より出土している。遺物の多くは西よりの床面上に集中していた。これらは住居址が埋没する以前に置かれたままの状態であった可能性が示唆される。甕、小甕、壺、坏、土錘が出土しており、鬼高II式期に所属する。

第9c号住居址は第9a号住居址の西に位置する。第9b号住居址との境界が不明瞭であったものの、その範囲は明確であった。ただし、西側は微低地の浸蝕により消滅している。一辺は南北で約3.5m、壁高45cmを測る。床下土壌が観察される。カマドが東壁面の外側で検出されている。焼土ブロック化した壁面の追跡から長さ70cm、幅80cm、高さ30cmを測る。

遺物は覆土中より出土しており、甕、坏、土錘が見られる。国分式期に所属する。



第13图 第9 a, 9 b, 9 c号住居址实测图



第9b号住居址カマド土層観察表(第14図)

1、灰黒褐色土 2、黄味帯びた黒灰色土 3、灰味帯びた暗褐色土(焼土小ブロック含む) 4、灰褐色土 5、灰褐色土(極めて軟質、炭・焼土ブロック含む) 6、焼土ブロック 7、黄灰色粘土 8、地山 9、黄褐色粘土・焼土ブロック 10、焼土・粘土 11、黄褐色土

第14図 第9b号住居址カマド実測図

第10号住居址(第15図)

舌状突出部の東側に接して検出されたが、同付近は全体に遺構の遺存度が不良である。遺構面は浅く北側は第11号住居址に切断されている。東西及び、南壁が確認されている。東西3.6m、南北3.2m以上を測る。壁高は5cm。床面部分には東半分が不定形な掘り込みが観察される。調査範囲内で壁溝、柱穴、カマド、炉跡は検出されなかった。

遺物は微量のため内容は不明である。

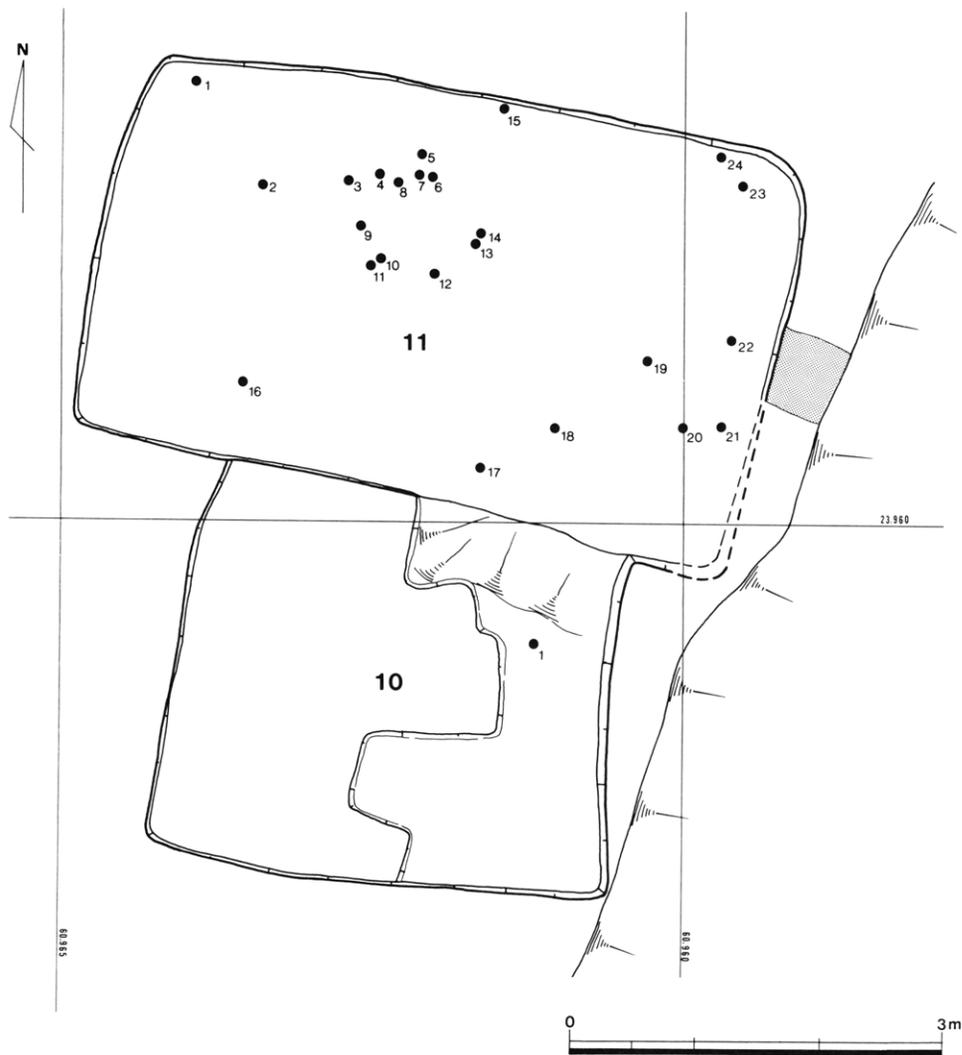
第11号住居址(第15図)

先の第10号住居址の北側に接して検出された。東西に長いプランを呈し、東西5.5m、南北3.2m、壁高10cmを測る。覆土は石粒を含む黒灰褐色粘質土が観察された。やはり壁溝、柱穴等は検出されていないが、カマドの痕跡と推定される焼土の分布が東壁面の外側で微低地に至る崖面の間に認められた。焼土の範囲は長さ60cm、幅50cmを測る。

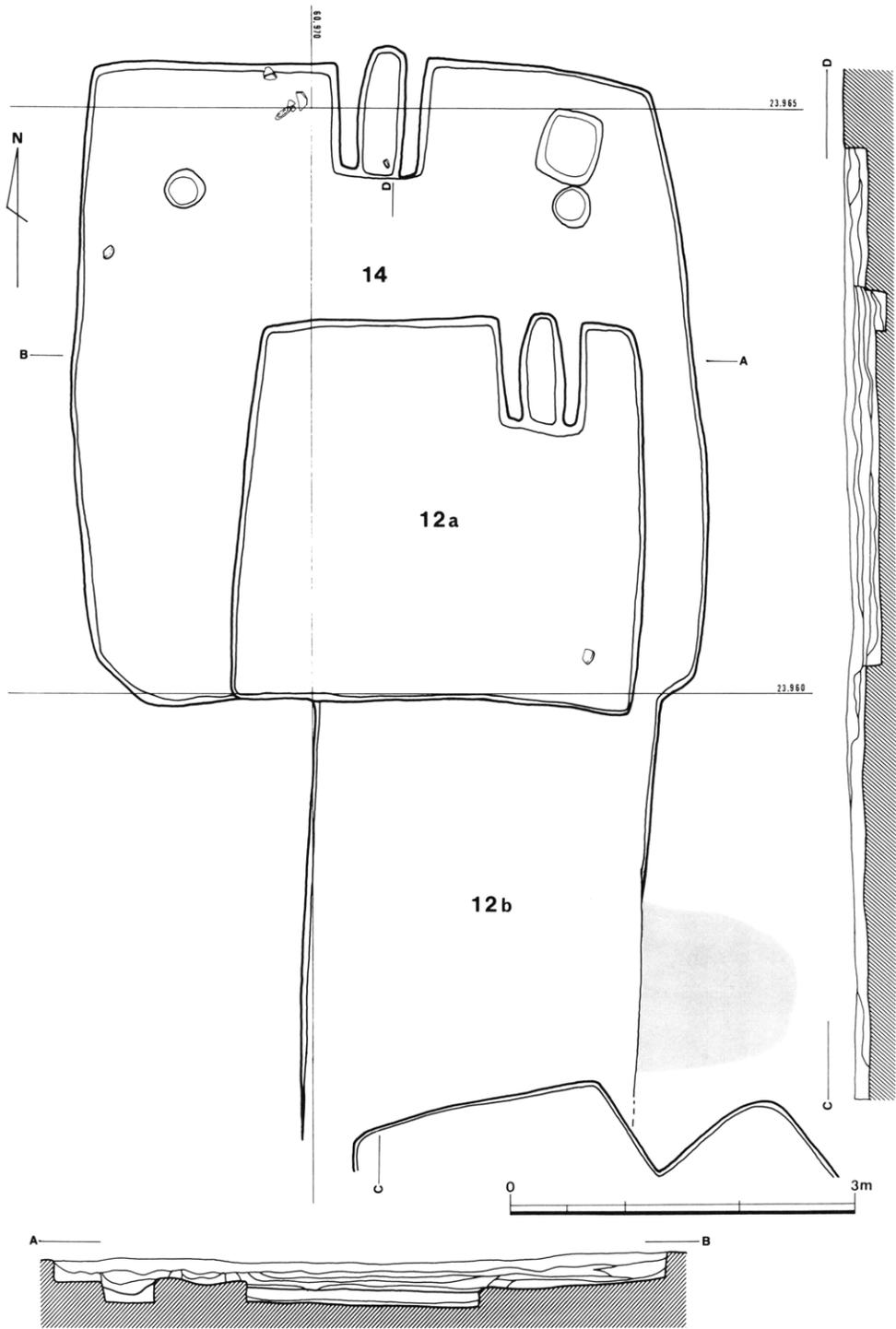
遺物は床面上より甕、坏が出土しており、真間式期に所属する。

第12a号住居址(第16図)

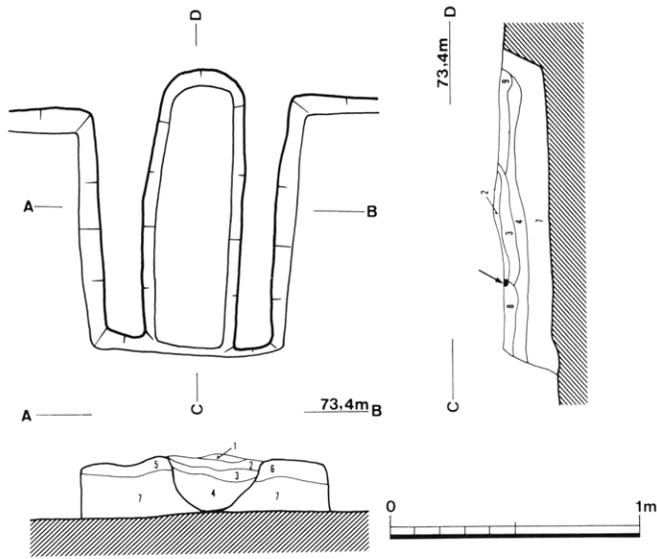
A地点の舌状突出部の中央部北側において検出された。後述する第14号住居址の内部で確認されたもので、東西3.3m、南北3.2m、壁高は確認面より30cm、第14号住居址床面より10cmを測る。比較的小



第15图 第10, 11号住居址实测图



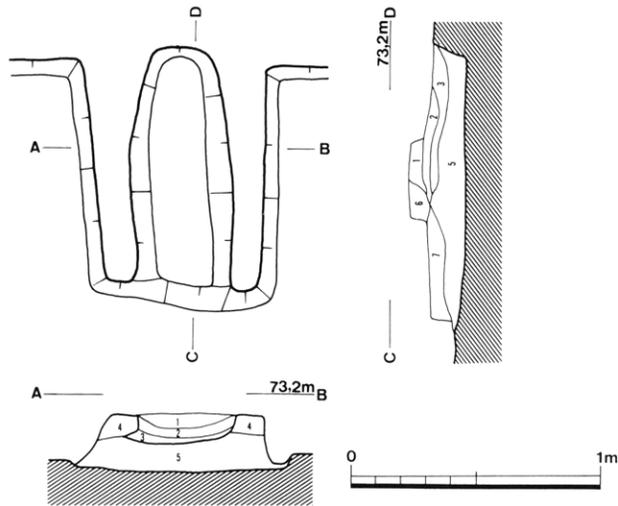
第16图 第12 a , 12 b , 14号住居址实测图



第14号住居址カマド土層観察表 (第17図)

1、焼土 2、焼土・黄褐色粘土ブロック混土 3、灰味帯びた黄褐色粘砂 4、黄褐色粘質土 (砂粒含む) 5・6、黄褐色土 7、地山 8、茶褐色土 (砂粒多量) 9、黄褐色土 (石粒多量)

第17図 第12 a 号住居址カマド実測図



第12 a 号住居址カマド土層断面観察表 (第18図)

1 灰味帯びた褐色粘質土 2、焼土・粘土ブロック 3、黄灰色粘土 (マンガン粒多量) 4、黄灰色粘土 5、暗茶褐色粘土 (マンガン粒多量) 6、灰褐色土 (石粒多量) 7、黒茶褐色粘質土 (大粒石多量)

第18図 第14号住居址カマド実測図

形の住居址で、壁溝、柱穴等は検出されていない。カマドは北壁の東よりで検出された。長さ100cm、幅80cm、高さ30cmを測り、焼土ブロックを含む粘土が第14号住居址の床面より上位で検出されていることから、第14号住居址より新しく位置づけられる。

遺物は皆無に等しい状態であったが、カマドの形態及び、第14号住居址の遺物から鬼高II式期に所属するものと推定される。

第12 a 号住居址（第16図）

第12 b 号住居址の南側に接して検出された。南北に長いプランを見せるが、南側は以降面が浅く自然消滅している。北側は第12 a 号住居址に接しており、壁面はほぼ同住居址と重複していた。東西2.9m、南北4m前後と推定され、壁高は10cmを測る。カマドが東壁の南より外側で確認された。長さ80cm、幅110cm、高さ25cmを数える。

遺物は概して少なく時期は不明であるが、カマドの形態から国分式期に帰属するものと推定される。

第14号住居址（第16図）

舌状突出部の北側の中央部で検出された。ほぼ東西南北に配置され、遺構面自体はやや浅いものの、遺構の遺存度は比較的良好であった。東西5.5m、南北50m、壁高20cmを測る。四本支柱穴が検出されている。直径は50～60cmを測る。カマドは北壁のほぼ中央部で確認された。長さ80cm、幅110cm、高さ25cmを測る。カマド内からは土製の支脚残欠が出土している。カマドと北東コーナーに間で壁面より10～20cmの間隔をおき貯蔵穴が検出されている。一辺60cm前後、深さ30cmを測る。内部からは遺物が出土していない。

遺物は少なくカマドの近辺より坏等が若干出土したにとどまる。鬼高II式期に所属する。

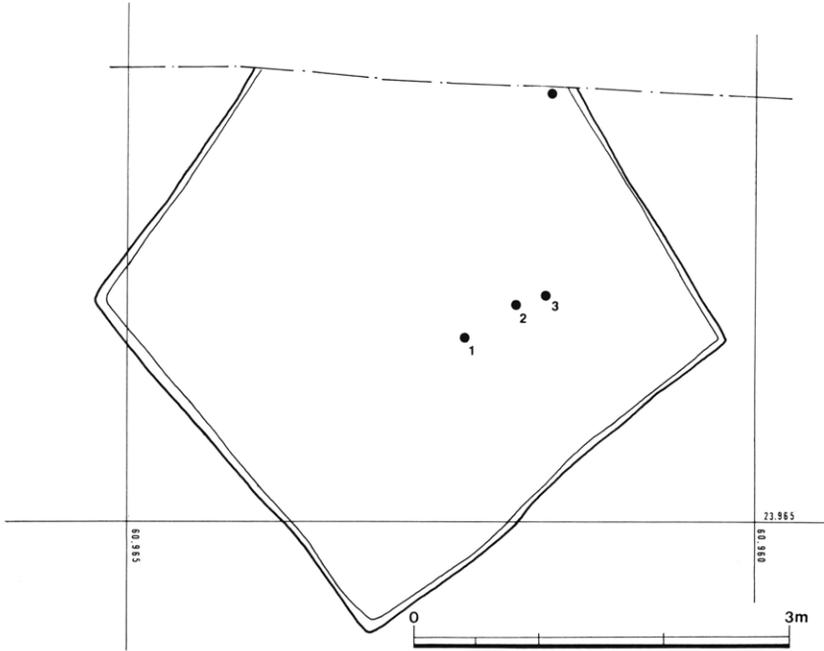
第13号住居址（第19図）

舌状突出部の北側東部で検出された。東西及び、南コーナーを検出しており、対する北コーナー部は、北側の100番代地区122号住居址と重複するが、100番代現状保存地区との境界上にベルトを残して保存したため、平面上の新旧関係については確認していない。ただし、第13号住居址は五領式期に所属し、第122号住居址においては東壁ぞいにカマドを確認していることから、新旧関係は明白である。また、第122号住居址の南壁面はベルト内に位置するものと推定される。第13号住居址は完全な方形ではなく、プランはややいびつで菱形に近い。一辺は3.9m、壁高20cmを測る。覆土は黒褐色の粘質土が観察された。

遺物は五領式の甕、高坏等が出土している。

(2) 前田甲遺跡A地点児玉町側の資料

A地点の遺構をのせる舌状突出部の微高地上からは以上の住居址を中心とする遺構が確認された。これに対し、児玉町側にあたる周辺の微低地の内、西及び、南側に接した部分からは連続して住居址が検出されている。これらは遺構検出面が低く、現状保存のため発掘調査はされておらず平面で確認



第19図 第13号住居址実測図

されたにとどまるが、本庄市側の資料と関連するため、ここに記載しておく。

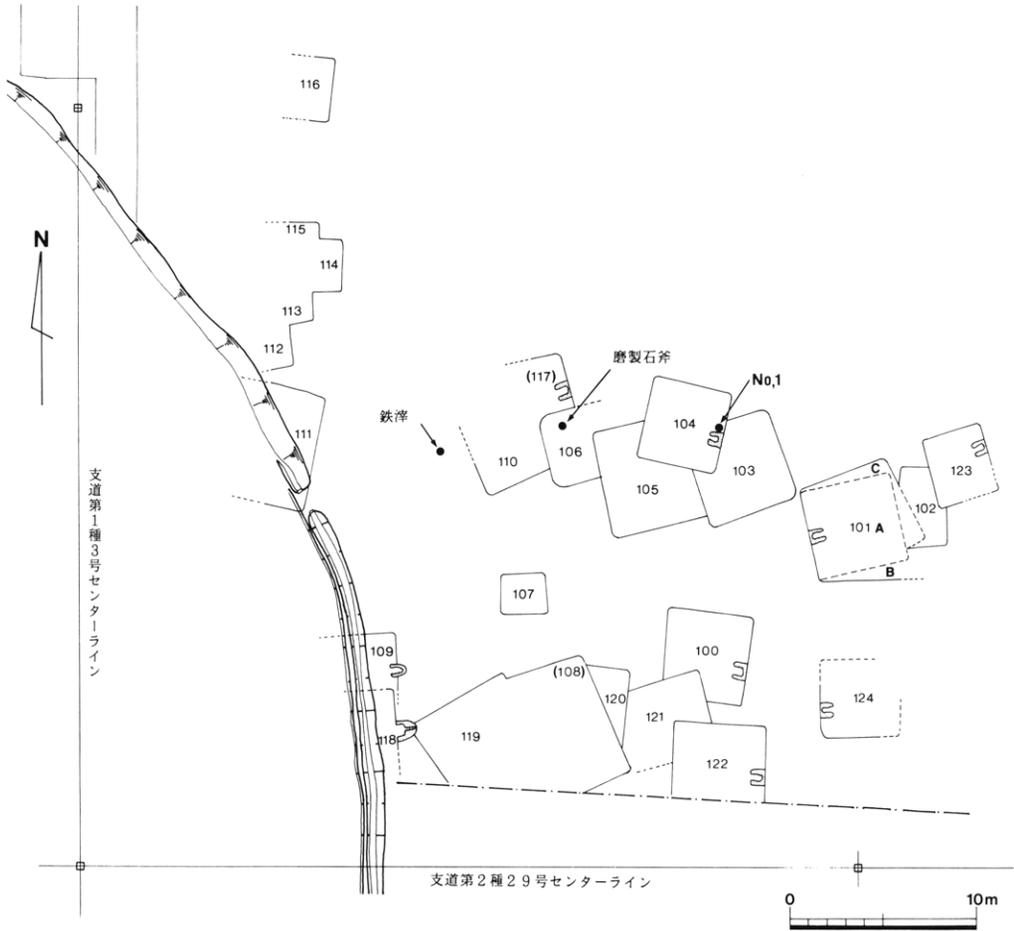
児玉第1号住居址（以下仮称としておく）は第9a,b,c号住居址の西方2mの間隔をおいて位置する。南北7.4cmの規模を測る比較的大形の住居址である。時期不明。

児玉第2・3号住居址は前記の南側に所在する。第2号住居址は北東コーナー付近を、第3号住居址が東コーナー付近を中心に検出したにとどまり、全体規模は不明である。なお、第2号住居址からは須恵器片が出土している。

児玉第4・5号住居址は第2b号住居址の西側に接して検出された。第4号住居址は北東コーナーが微高地の崖斜面にかかった状態で検出された。第5号住居址は第4号住居址の北壁面と平行する状態で、北、南、東壁を確認している。一辺は4.5mを測る。東壁面は第2b号住居址を切断しており、壁外にカマドが観察された。カマドの形態から国分式期に所属する。

児玉第7号住居址は舌状突出部の南側の微低地で検出された。第4b号住居址の西南コーナー付近を切断しており、東西4.2mを測る。東壁面にカマドが確認されており、袖部は地山の削り出しで形成される。長さ70cm、幅110cmを測る。壁外には煙道が観察され、長さ80cmを数える。遺物には鬼高II式の甕、坏が見られる。

児玉第8号住居址は第7号住居址の東壁面に平行して位置する。西壁面付近は第7号住居址の煙道により破壊されている。



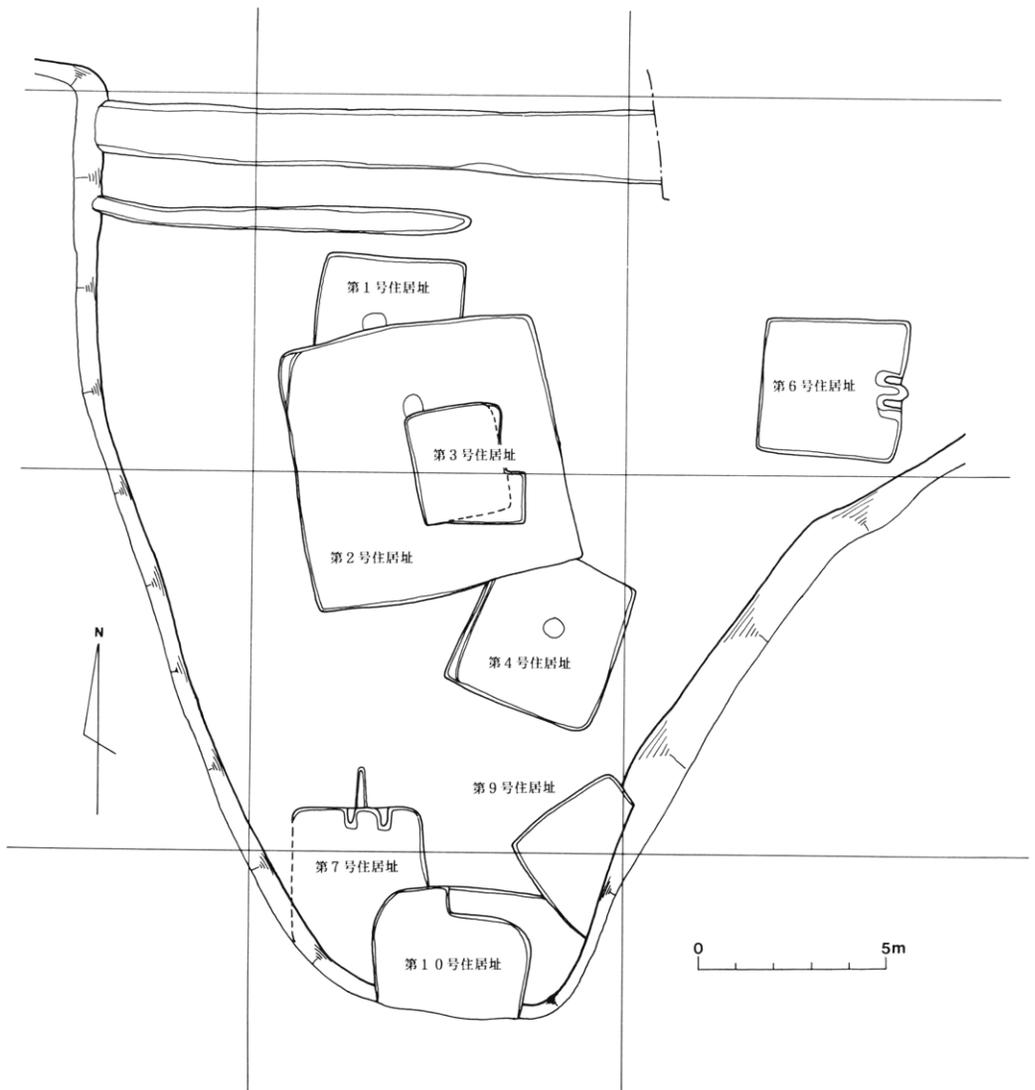
第20図 前田甲遺跡A地点現状保存地区遺構分布図

(3) 前田甲遺跡A地点100番台地区の調査

A地点で先にかかげた微高地が舌状に突出する部分で、発掘調査を実施した地点の北側にあたる。現状保存措置を行った地区は、26軒の住居址が確認されている。いずれも表土剥ぎ後の平面上の観察にとどめ、範囲の確認のみを主な目的としたため詳細は不明である。記録の方法としては1/100で平板測量を行い一部遺物の採集を実施した。遺構は住居址のみであったが、遺構番号は100番台とした。

これらの住居址は3カ所に集中する傾向が観察される。第1のグループ第101,102,103,104,105,106,110,123号住居址が重複する。この内、第101,104,110,123号住居址ではカマドの存在を確認している。なお、第104号住居址のカマド付近より土器が一括して採集された。また、第106号住居址上より磨製石斧が採集され、第100号住居址の西方の地山上では鉄滓が採集されている。第2のグループは第1のグループの南方に位置し、第100,107,109,119,120,121,122,124号住居址が東西に近接もしくは重複する。第100,109,118,122,124号住居址においてカマドを確認している。この内、第109,118号住居址のカマドは東壁面の外側に配置されており、その構造から国分式期に所属する。また、第119号住居址は

遺構が極めて浅く、深さは5cm内外であった。同住居址は2軒重複するが、土器が多量に採集されており、いずれも五領式期に所属する。第3のグループは西側の微高地崖面ぞいに分布する。第111,112,113,114,115,116号住居址で内4軒は複雑に重複する。第111号住居址は西側が微低地に達しており、児玉町側の微低地にも遺構が遺存する可能性を暗示している。また、第116号住居址は本調査地点で最も北側に位置する住居址であることが判明した。本住居址及び第1のグループの住居址群が前田甲遺跡における住居址分布の北限と推定される。



第21図 前田甲遺跡B地点遺構配置図

(4) 前田甲遺跡B地点の調査

第1号住居址 (第22図)

A地点と同様な地形を呈する小規模な舌状突出部の北側で検出された。ほぼ東西南北にプランをとる。遺構は浅く東西及び北壁面を検出した。南側は第3号住居址に切断されており、本住居址の遺存度は約半分程度である。東西の一辺3.9m、壁高8cmを測る。壁溝、柱穴は観察されなかったが、路跡は床面の中央部西よりで直径60cm前後の範囲内に観察された。ただし、南半部は第3号住居址により破壊されている。

遺物は床面上より甕、高坏が出土している。和泉式期に所属する。

第2号住居址 (第22図)

後述する第3号住居址の内部で検出された。南北にやや長いプランを呈し、東西2.4m、南北3m、壁高は第3号住居址の床面より14cmを測る。壁溝、柱穴、炉跡等は確認されなかった。また、東南部は土壌により攪乱されている。時期については不明であるが、北壁の北西コーナー付近で第3号住居址の炉跡を切断していることから、和泉式期以降と推定される。

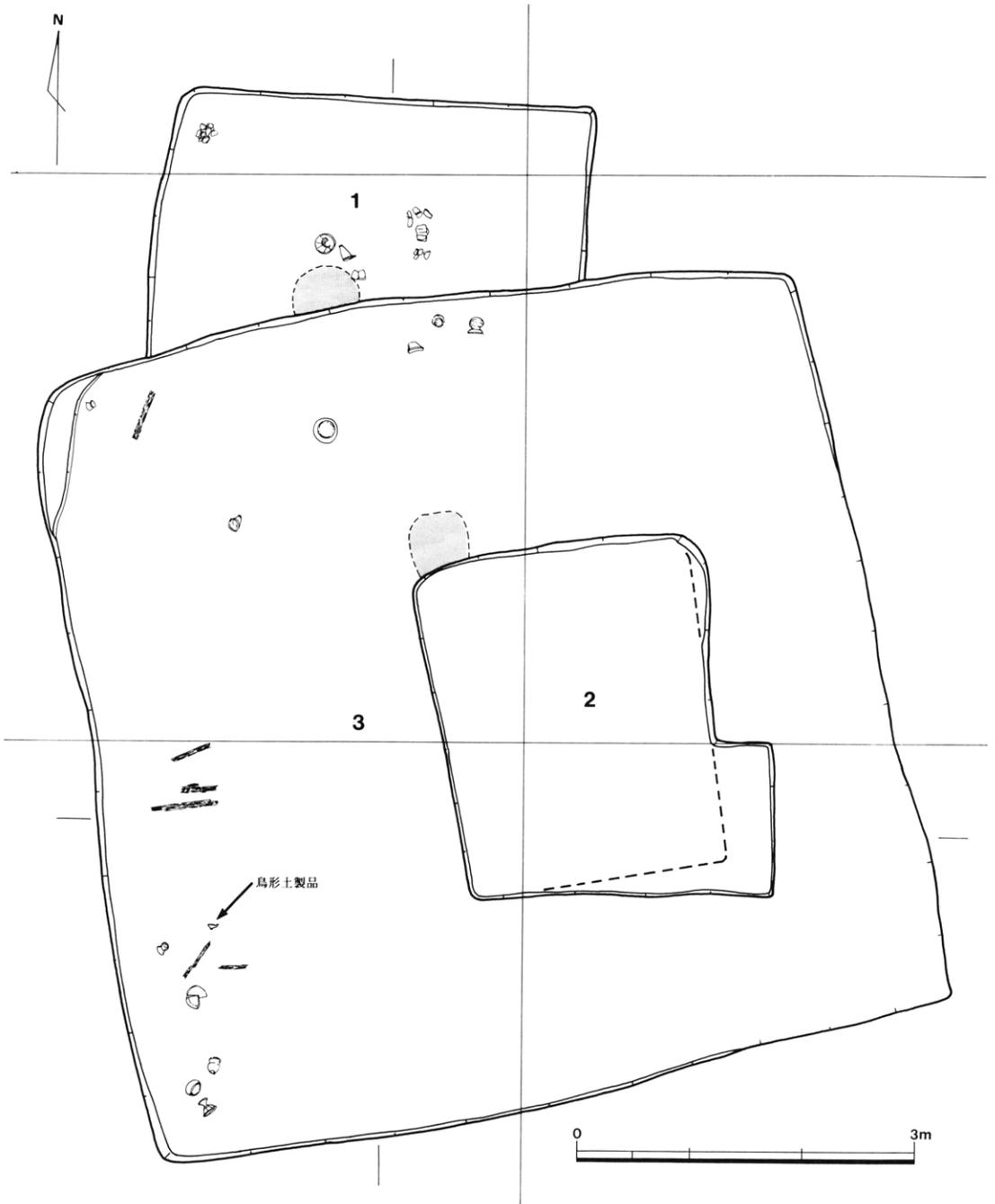
第3号住居址 (第22図)

舌状突出部の中央部で検出された。B地点で最も大形の住居址である。南西コーナー部は床面が2段に削り出しており、南東コーナー部は壁面が垂直に近い。一辺は7.2m、壁高22cmを測る。壁溝、柱穴は検出されていない。炉跡が床面中央部北よりで検出された。直径50cm前後を数える。西壁ぞいの床面には炭化した屋根材と考えられるものが出土しており、焼失家屋である可能性が暗示される。遺物は北壁及び、西壁周辺の床面上から甕、高坏、坏、埴、小埴が出土しており、和泉I式期に所属する。また、南西コーナー付近からは鳥形土製品が出土している。

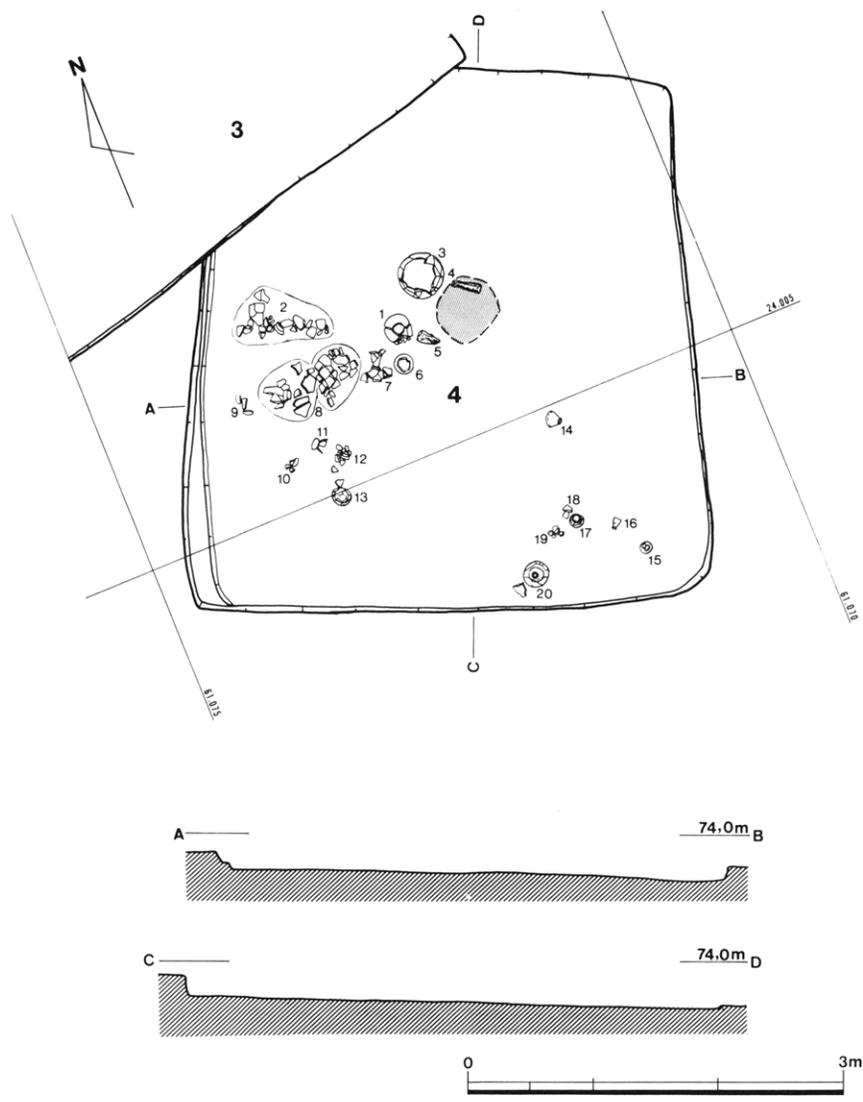
第4号住居址 (第23図)

舌状突出部の東南方において検出した。北コーナー部を第3号住居址に切断されている。北西壁面ぞいの床面は2段に整形されており、改築の可能性はある。コーナーは隅丸に近い状態を示す。また、東コーナー付近の壁面は極めて遺存度が不良であった。一辺は4.2m、壁高15cmを測る。炉跡が中央部の床面上に観察された。直径は50cm前後を数える。

遺物は炉跡と北西壁面の間及び、南コーナー布巾の付近より比較的まとまって出土している。甕、壺、坏、高坏、埴、小埴が見られ、和泉I式期に所属する。



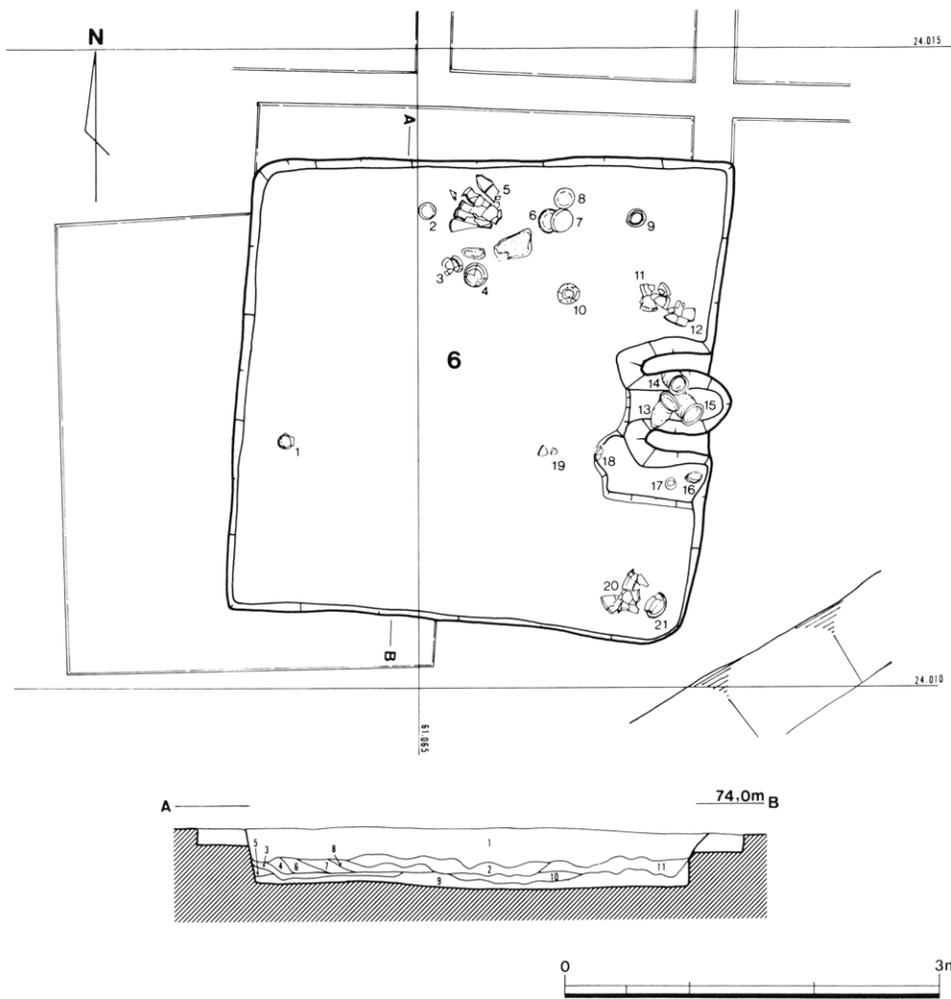
第22図 第1, 2, 3号住居址実測図



第23図 第4号住居址実測図

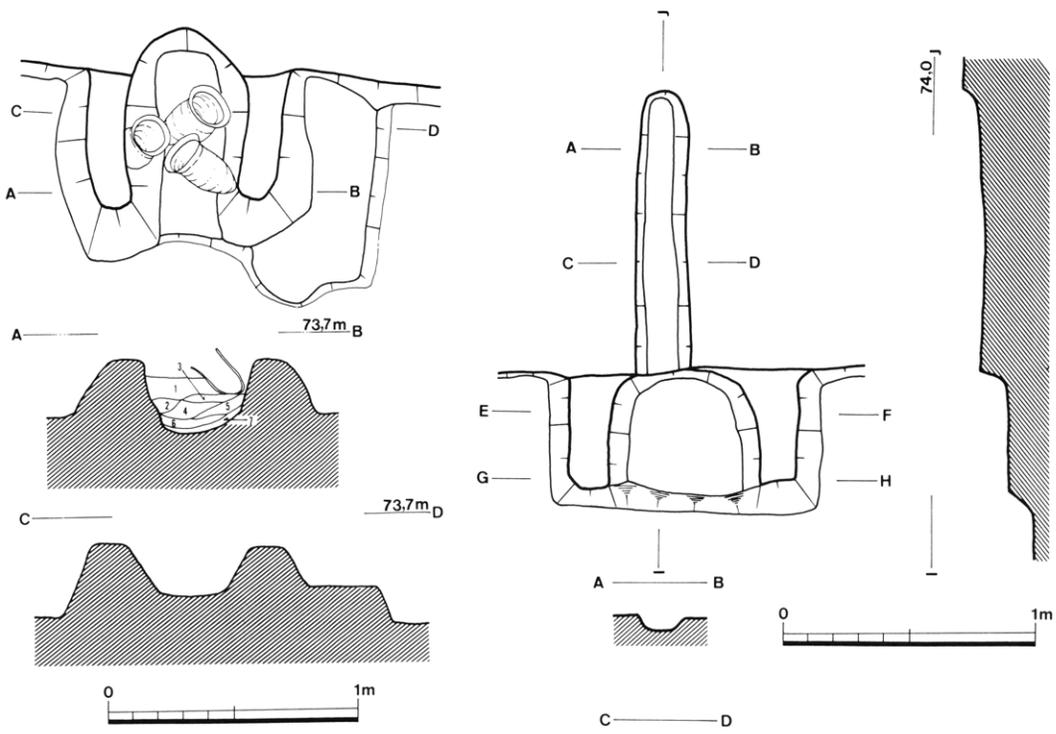
第6号住居址 (第24図)

舌状突出部の東端で確認され、本地点では最も東側に位置する。西壁が短く、対する東壁は長い台形状に近いプランを呈する。遺存度は本地点で最も良好で、一辺3.8m、壁高33cmを数える。貼床が観察されたが、柱穴は検出されなかった。カマドが東壁面のほぼ中央部で検出された。地山の粘土を削り出し袖部を形成しており、燃焼部の奥は壁外を掘り込んでいる。長さ94cm、幅132cm、高さ32cmを測る。なお、本住居址の西側では試掘調査時に土師器が散布していたため、第5号住居址としたが、遺構は皆無であったため欠番とした。



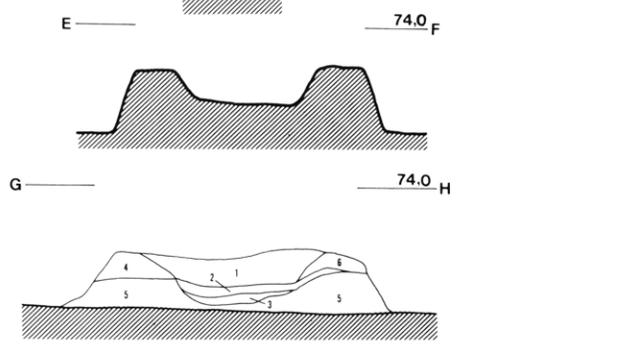
第24図 第6号住居址実測図

遺物はカマド内とその周辺及び、北壁ぞいの床面上より完形品がまとまって出土している。甕、甗、坏が見られ、カマド内からは長胴甕3点が立てかけられた状態で出土した。いずれも鬼高II式期に所属する。



第25図 第6号住居址カマド実測図

- 第7号住居址カマド土層観察表 (第26図)
- 1、灰味帯びた暗茶褐色土
 - 2、暗茶褐色土 (ブロック状焼土多量を含む)
 - 3、暗茶褐色土 (炭・焼土多量を含む)
 - 4、暗茶褐色土 (焼土ブロック含む)
 - 5、茶味帯びた灰褐色粘土
 - 6、灰味帯びた黒茶褐色粘質土

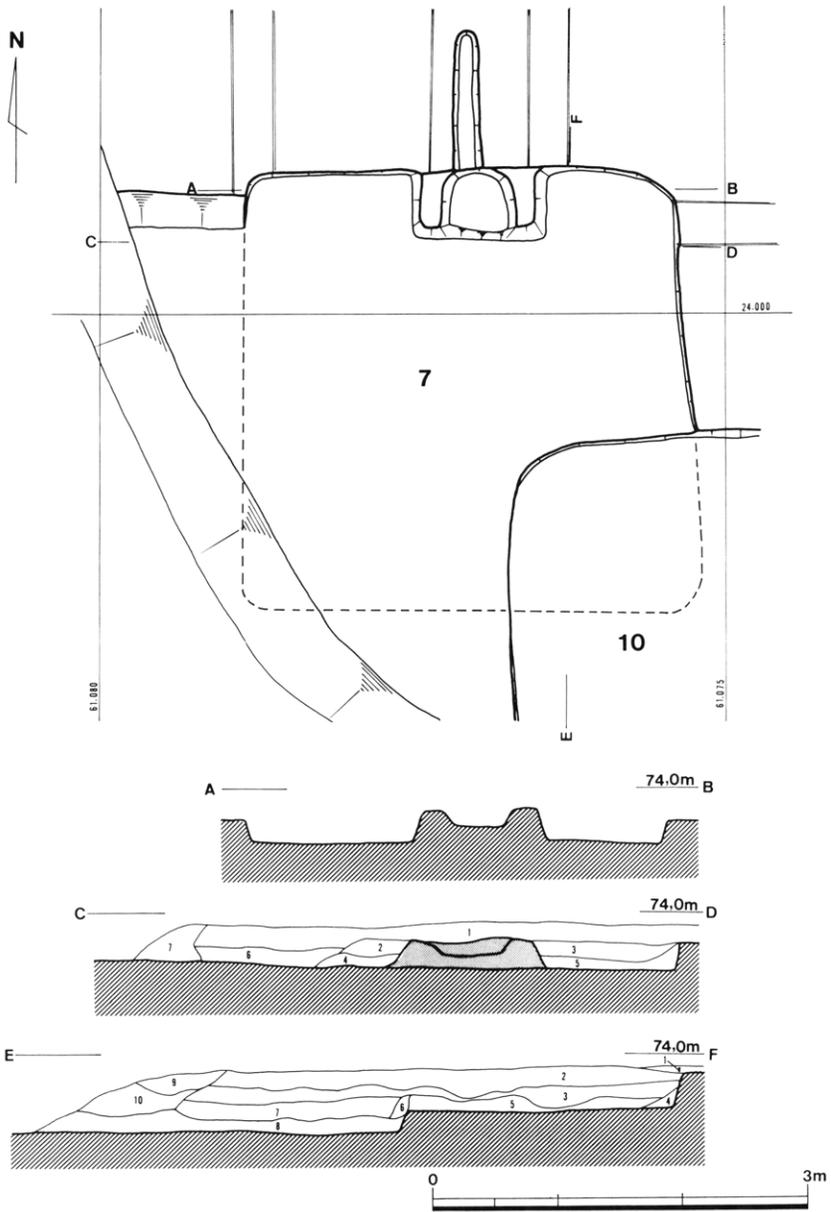


第26図 第7号住居址カマド実測図

第7号住居址 (第27図)

舌状突出部の南西端で検出され、西及び、南側は外面に近接するため破壊されている。北壁面ぞいの北東及び、北西コーナー部を確認しており、同部分の一辺は3.45m、壁高は15cmを測る。コーナー部は隅丸を呈する。南東コーナー部と推定される部分は第10号住居址に切断されているような状態を呈するが、本住居址が新しい。カマドが北壁面の中央部に設置されている。長さ58cm、幅110cm、高さ25cmを測る。壁外に比較的長い煙道が観察された。長さ110cm、幅20cm、深さ3cmを数える。

遺物は少量であるが、鬼高II式期に所属する。



第7号住居址C・D土層観察表 (第27図)

1、茶褐色土 (石粒多量に含む) 2、暗茶褐色土 (焼土ブロック含む) 3、暗茶褐色土 (黄褐色粘土ブロック含む) 4、黒味帯びた灰茶褐色粘質土 5、茶味帯びた暗黄褐色粘質土 (貼床) 6、黒灰褐色土 7、浅間砂

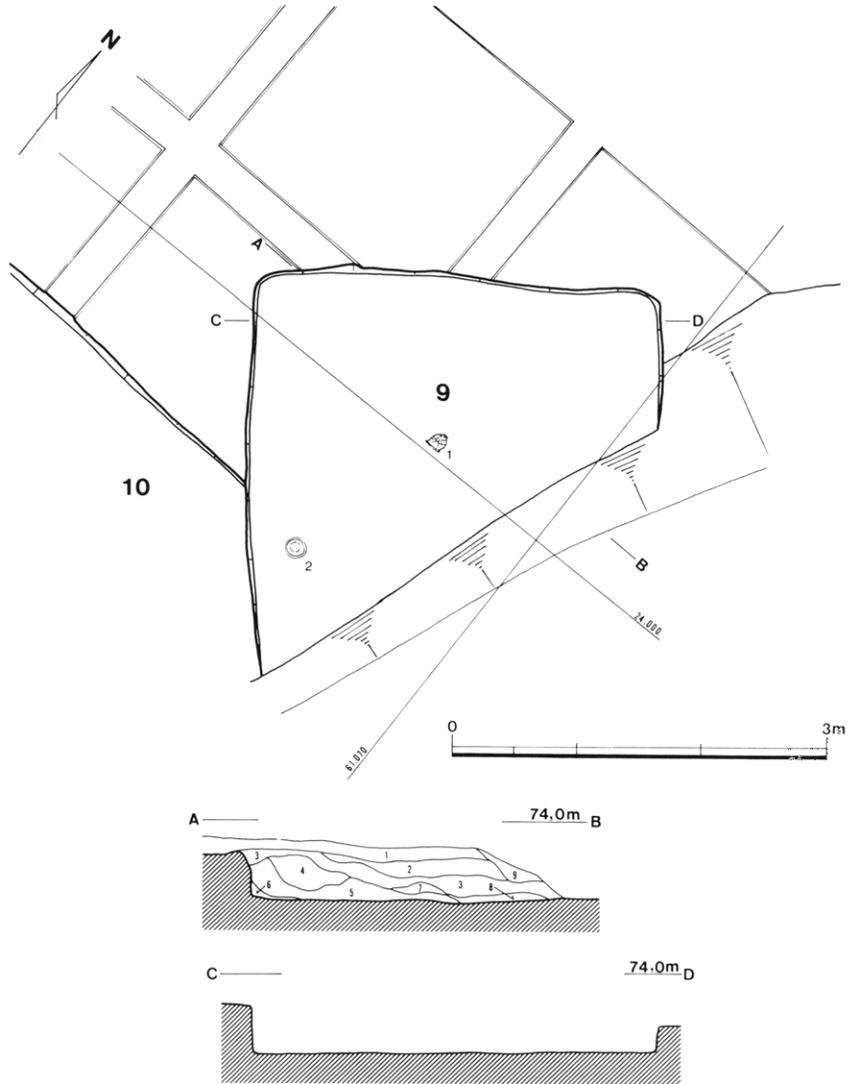
第7号住居址E・F土層観察表

1、茶灰褐色土 2、茶褐色土 (石粒多量に含む) 3、暗茶褐色土 (黄褐色粘土ブロック含む) 4、黒味帯びた暗茶褐色粘土 5、茶味帯びた暗黄褐色粘質土 (貼床) 6、灰茶色粘土 7、黄灰褐色粘土 8、暗茶灰色粘土 (マンガング粒多量・焼土粒若干含む) 9、灰褐色砂質土 (浅間砂多量に含む) 10、黒味帯びた暗茶褐色土

第27図 第7号住居址実測図

第9号住居址（第28図）

舌状突出部の東南端部の外面に接する部分で検出された。遺存度は良好であったが、約1/3「消滅している。西及び、北コーナーはやや隅丸で一辺は3.3m、壁高40cmを測る。壁溝、柱穴等は観察されていないが、後述する土器の時期からカマドが存在した可能性が示唆される。注目されることは覆土が西側より東方向にかけて堆積するが、大半が焼土と炭であったことで、一般に観察される焼失家屋の火災痕跡とは異なり、長期間にわたって焼成されたらしく、壁面も焼土化が著しかった。遺物は少なく、床面上より鬼高式の大形環が出土している。



第9号住居址土層観察表（第28図）

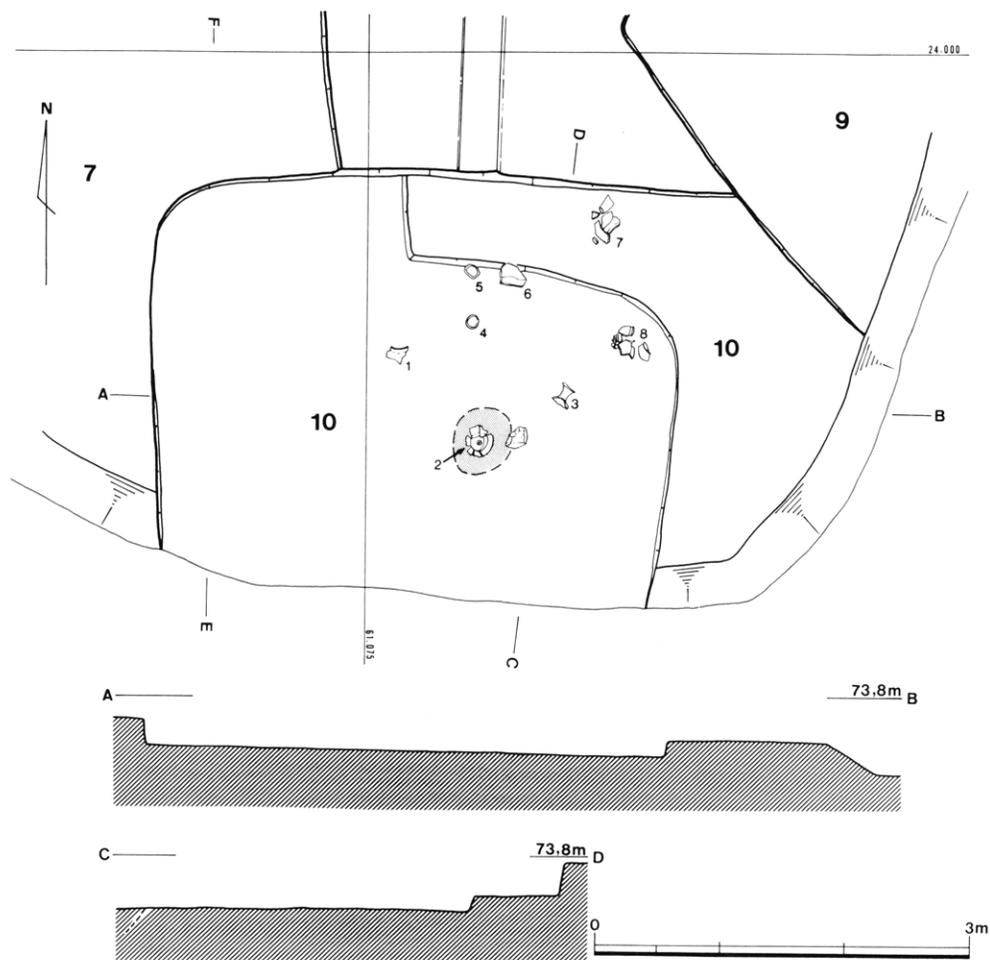
- 1、茶褐色土 2、焼土・炭 3、暗茶褐色土（白色石粒多量に含む） 4、焼土大ブロック 5、焼土・炭 6、暗黒褐色粘土 7、3焼土・炭ブロック混土 8、灰味帯びた暗茶褐色粘質土 9、浅間砂

第28図 第9号住居址実測図

第10号住居址（第29図）

舌状突出部の最南端で検出された。南側は微低地により破壊されている。東側も第9号住居址と崖面により破壊されている。北及び、西壁面と北西コーナー部を確認したにとどまる。コーナー部は隅丸を呈する。一辺は5.6m以上と推定され、壁高は32cmを測る。床面が東及び、北側においては2段になるが、別の住居址の存在を示すものか不明である。ほぼ中央部で炉跡が観察され、長径56cmを数える。炉跡と、検出された遺物の多くは、北東床面と同一のレベルで検出されている。

遺物は床面上に散乱状態にあったが、甕、台付甕、高坏、埴、手捏ね土器がみられ、五領式期に所属する。



第29図 第10号住居址実測図

III 小 考

検出された遺構について

当該事業予定地内にかかる埋蔵文化財は、当初本庄53-149として登録されていた女堀川条里・今井地区が保存事業の対象として協議された。しかし、詳細な試掘調査の結果、条里に伴う遺構は明瞭ではなく、現在地表面で観察される畦畔や水路自体が遺構そのものである可能性が濃厚となった。一部で試掘調査を実施した坪並み交点等や、用水堀の考察については2分冊でまとめる。

次に、試掘調査によって新たに発見された前田甲遺跡は、南方に隣接して所在する児玉町藤塚遺跡と密接に関連するものであるが、ここでは本遺跡のみを対象として現状のまとめを行う。従来より本地域は集落跡の空白地帯であった。周辺の地理的環境は水田地帯で、条里が広域に分布することからも指示しているように、古代より農耕生産地である。この肥沃な土地は、南方を流水する女堀川によって形成された沖積地であるが、農耕生産が開始される弥生時代の遺跡は現状においてこの地区に存在しない。おそらく最初にこの広域な地域に開発が着手されるのは古墳時代にはいつてからのことと考えられる。すなわち、この沖積地帯を取り巻くような状態で、周辺の微高地上に集落跡が観察されるようになる。五領式期の遺跡としては本庄市社具路遺跡、今井諏訪遺跡、四方田遺跡、児玉町後張遺跡、川越田遺跡等が見られる。これらの遺跡との性格については遺物の考察とともに行うこととする。

おわりに

県営ほ場児玉北部地区は、事業予定地内の全域が条里制遺跡の範囲にあっていた。したがって、従来ならば、全域を対象として事前の記録保存のための発掘調査をしなければならないが、事実上不可能であるため、航空測量等による記録保存を実施した。また、カット面等が設計上ほほないため、現状保存の状態で、地下には未だ遺構が残されているといえよう。一方、現在のほ場整備の基本区画は一辺100m四方である。古代の条里の一辺は言うまでもなく約109mであるが、わずか9mの誤差で遺跡が破壊されるか、活かされるかの技術的分かれ目に立つ。古代のほ場整備ともいえる条里制遺構を現在の土地改良事業に活かすことはできないのであろうか。今後の保存問題に対する検討すべき課題であるといえよう。

1992年3月

増田 記

写 真 图 版



1 女堀川条里・今井地区航空写真



2 前田甲遺跡航空写真



1 前田甲遺跡A地点発掘調査風景



2 前田甲遺跡B地点発掘調査風景



1 前田甲遺跡A地点全景



2 上同



1 A地点第1 a、b、2 b、3号住居址



2 A地点第1 a、b、3、4 a号住居址



1 A地点第1 a、b、3号住居址



2 A地点第1 a号住居址土器出土状態



1 A地点第2b号住居址カマド検出状態



2 A地点第2b号住居址カマド・貯蔵穴検出状態



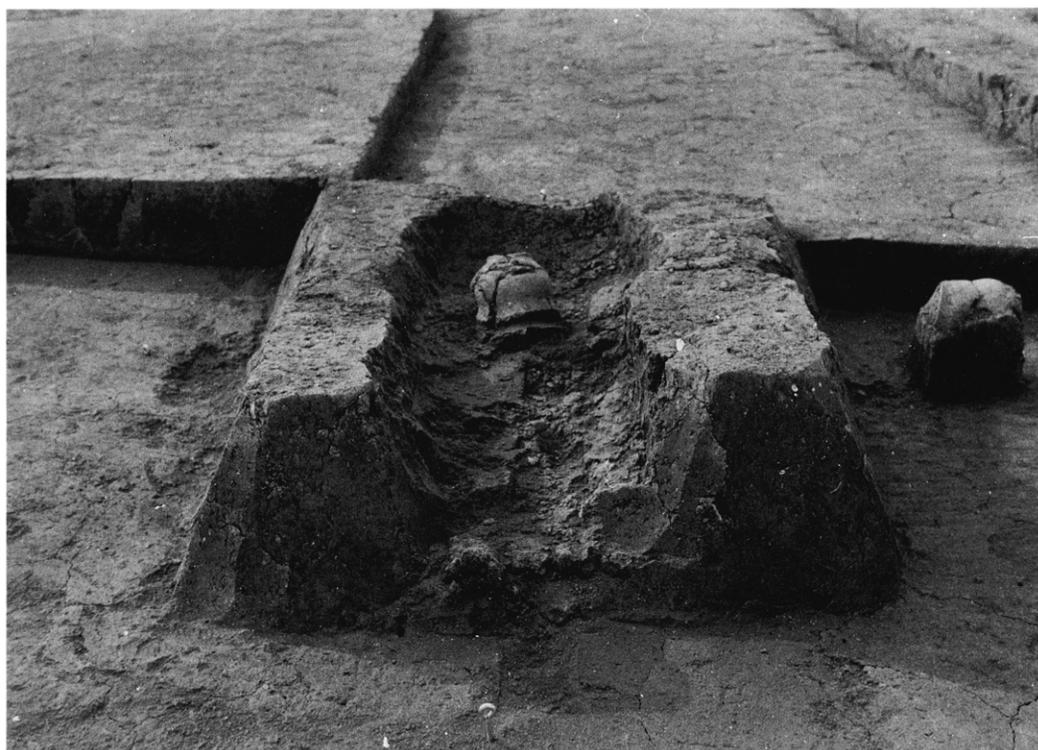
1 A地点第4 a号住居址土器出土状態



2 上同



1 A地点第5号住居址



2 A地点第5号住居址カマド検出状態



1 A地点第6、7号住居址



2 上同



1 A地点第9 a、b、c号住居址



2 A地点第9 b号住居址土器出土状态



1 A地点第9b号住居址完掘状態



2 A地点第9b号住居址貯藏穴



1 A地点第9b号住居址土器出土状態



2 上同



1 A地点第10号住居址



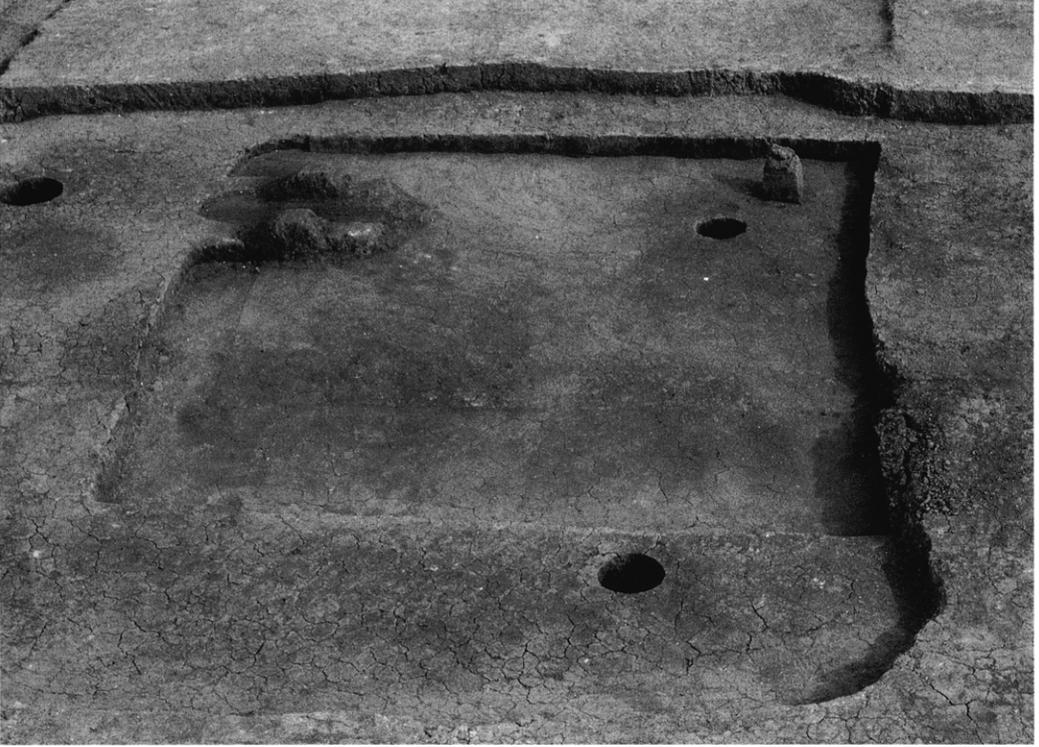
2 A地点第11号住居址



1 A地点第12a、b、14号住居址



2 A地点第12a、14号住居址カマド検出状態



1 A地点第12a号住居址



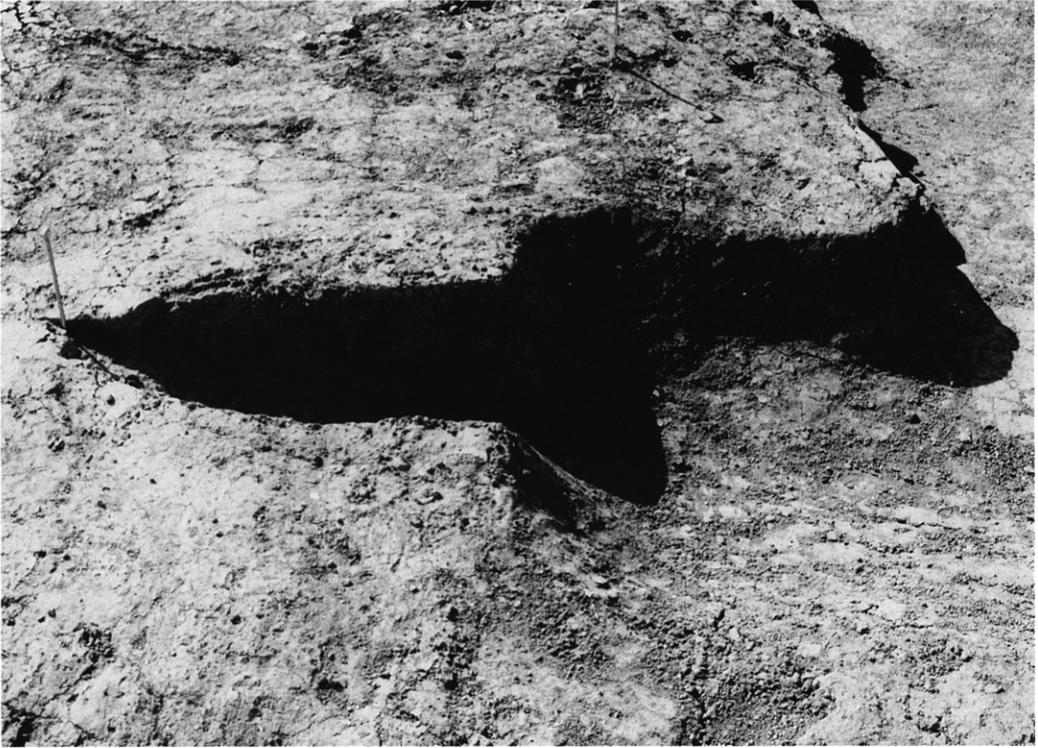
2 A地点第12a、b号住居址



1 A地点第12a号住居址カマド検出状態



2 A地点第14号住居址カマド検出状態



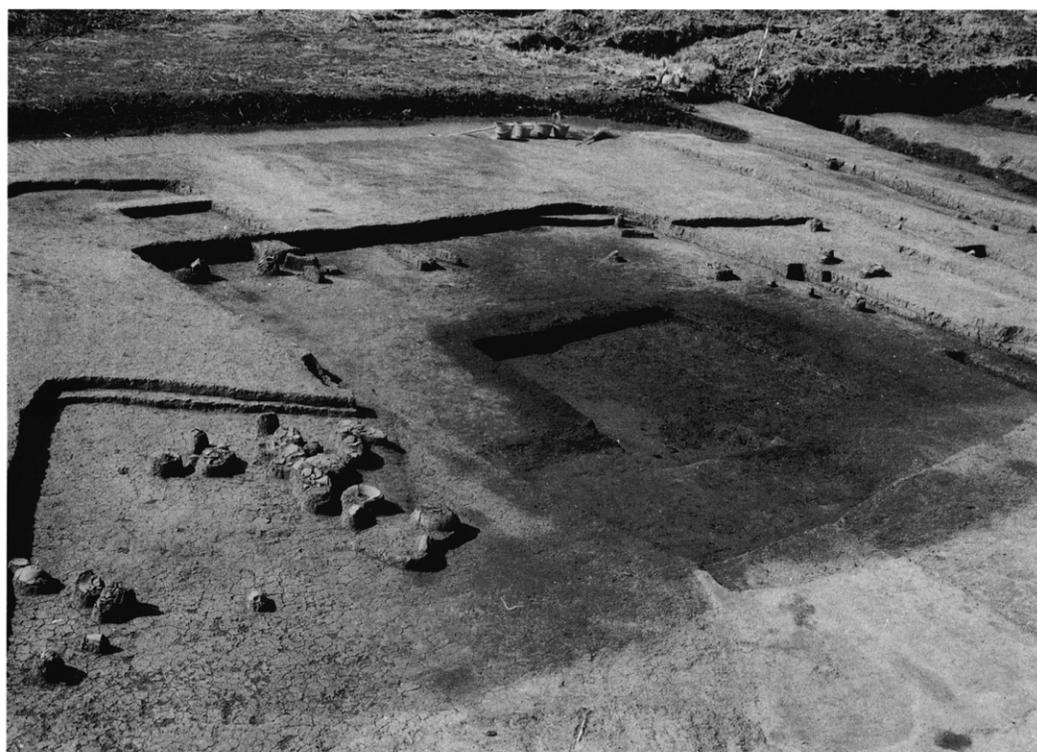
1 A地点第12b号住居址カマド検出状態



2 A地点第13号住居址



1 前田甲遺跡B地点調査風景



2 B地点第1～4号住居址



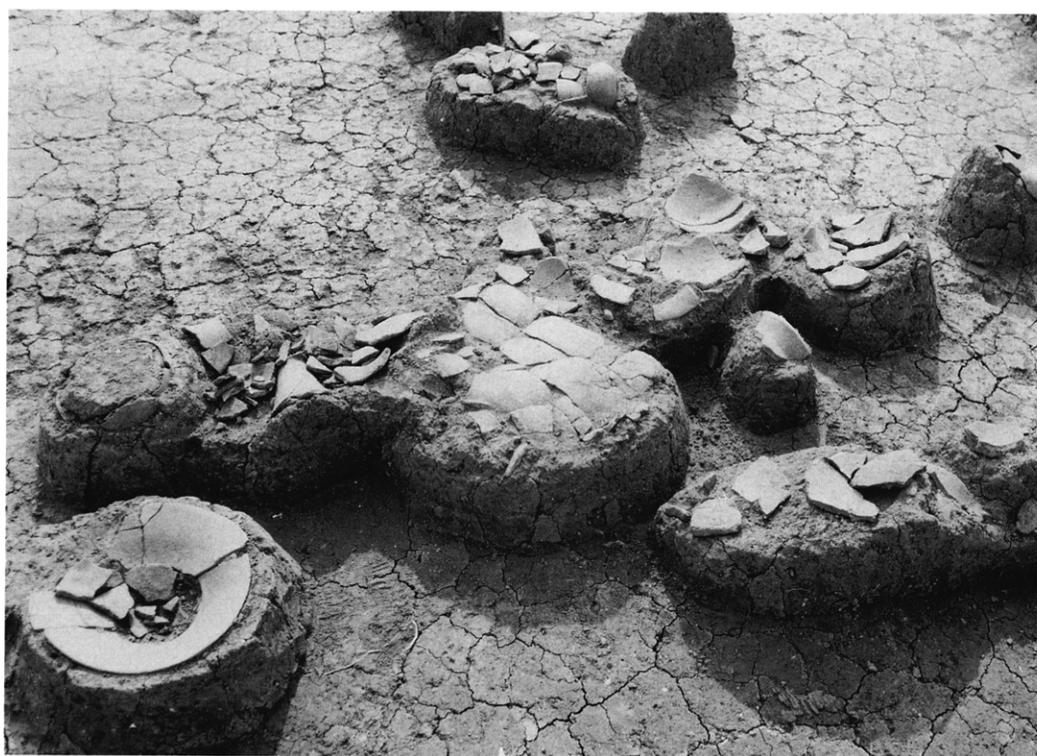
1 B地点第3号住居址鳥形土製品出土状態



2 B地点第4号住居址土器出土状態



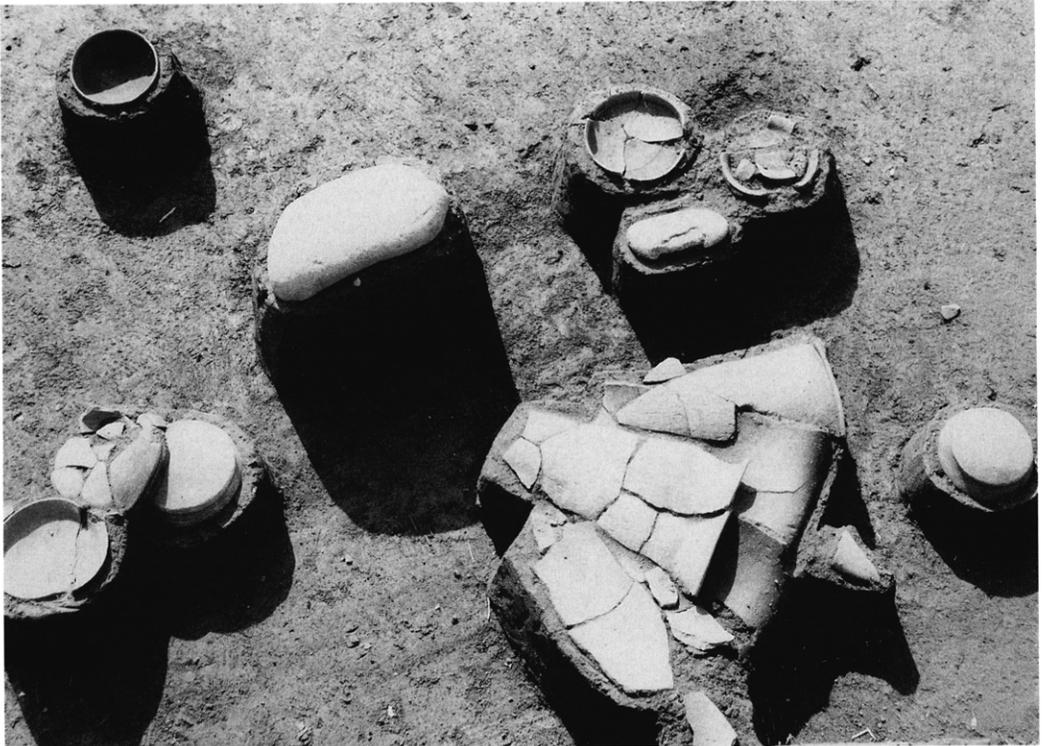
1 B地点第4号住居址



2 B地点第4号住居址土器出土状態



1 B地点第6号住居址



2 B地点第6号住居址土器出土状態



1 B地点第6号住居址カマド検出状態



2 上同



1 B地点第7号住居址



2 B地点第7号住居址カマド検出状態



1 B地点第9号住居址



2 B地点第9号住居址土器出土状态



1 B地点第10号住居址



2 上同



1 B地点溝2



2 B地点溝1



1 女堀川条理・今井地区用水堀調査風景



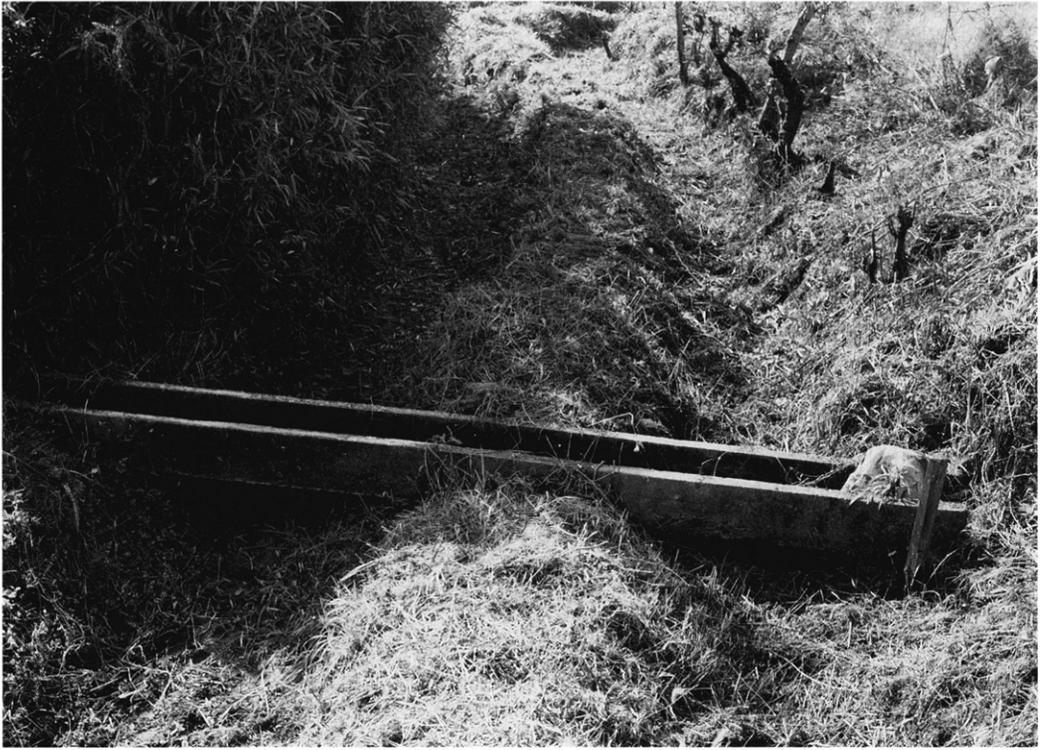
2 用水路検出状態



1 九郷用水・飛行場落とし合流地点



2 かみた堰現状



1 用水路樋越し



2 用水路現状



1 条里用水堀状態



2 上同

女堀川条里・今井地区・前田甲遺跡発掘調査報告書

平成4年3月25日 印刷

平成4年3月31日 発行

発行 本庄市教育委員会
埼玉県本庄市銀座1-1-1

印刷 朝日印刷工業株式会社
群馬県前橋市元総社町67
